

[経済産業省委託事業]

中国における知的財産権侵害品処分の
現状に関する調査報告書

2014年3月

日本貿易振興機構上海事務所
知識産権部

JETRO

目 次

はじめに	1
第一章 知的財産権侵害品の処分に関する法制度の現状	2
一、現状調査	2
1. 調査目的	2
2. 調査範囲	2
3. 調査結果概要	2
4. 知的財産権侵害品処分に関する法制度一覧	3
二、立法制度から知的財産権侵害品の処分に関する法制度の仕組み	5
1. 中国の立法制度	5
2. 知的財産権侵害品の処分に関する法制度概観	6
3. 取締機関別の法制度ピラミッド図	7
三、各法制度における知的財産権侵害品処分関連条文の検討	10
1. 各取締機関に共通な法制度	10
2. AIC 関連の法制度	11
3. TSB 関連の法制度	17
4. PSB 関連の法制度	24
5. 財政部門が公布する法制度	25
6. 税関関連の法制度	26
四、知的財産権侵害品処分に関する権利者の権利と義務	29
1. 権利者の権利	29
2. 権利者の義務	29
五、中国における知的財産権侵害品処分に関する法制度の特徴	30
1. 国内全域を対象とした法制度の欠缺	30
2. 執行現場での自由裁量が大きいこと	30
3. 地域の不均衡	31
第二章 知的財産権侵害品処分の現状に関するアンケート調査	32
一、調査趣旨	32
二、調査内容	32
三、調査方法	34
四、調査範囲	34
五、取締機関の各質問への回答詳細	40
1. 各質問の回答状況	40
2. 「押収品の処分方法」に関する回答結果	41
3. 「押収品の処分時期」に関する回答結果	43
4. 「廃棄処分方法」に関する回答結果	47
5. 「権利者の知情権」に関する回答結果	48
6. 「権利者への要望」に関する回答結果	51

第三章 一部日系企業関連取締案件における押収品処分の現状調査	53
一、現状調査	53
1. 調査目的	53
2. 調査範囲	53
3. 調査結果概要	53
二、各案件の調査結果まとめ	54
1. 案件統計	54
2. 各質問の回答結果	54
3. レイド実施日から処分日までの期間計算	58
4. 今回調査を実施した案件のなかでの代表的事例	59
5. その他メディアで報道された知的財産権押収品処分の実例・情報	60
第四章 結論	62

はじめに

中国機関は近年になって知的財産権侵害の取締りを強化している。工商行政管理局、質量技術監督局、公安局、税関などの取締機関が継続的に特別プロジェクトを実施してきた結果、取締案件数は大幅に増加している。中国知的財産権保護状況白書によると、全国の取締機関は2012年、325,271件の知的財産権侵害案件を取扱い、総案件金額は88.9億元に上った。税関総署の公式サイト上のデータによると、全国の税関は2012年、約18,000件の知的財産権侵害案件を摘発し、約9,300万点の疑義品を押収し、総案件金額は3.8億元であった。案件数の増加にともない、知的財産権侵害品の押収数も増えている。

取締機関による知的財産権侵害品の処分は執行の一環である。市場での侵害品再流通防止は取締機関の責任であり、権利者の関心は高い。

しかし、中国には現在、知的財産権侵害品の処分に直接適用できる法制度はなく、関係のある法律の間接適用や部門規定による対応がなされている。また、地方の政府や執行部門もそのような趣旨の法令などを制定している。それぞれの法制度を概観すると、取締機関は知的財産権侵害品の処分につき、絶対的な自由度がない一方、より多くの自由裁量権を持っている。すなわち、取締機関は関連法令にもとづく業務執行が求められるが、これらの法令は具体性に欠けるため、かなりの自由裁量が認められているというわけである。この複雑さにより、権利者が知的財産権侵害行為への全面的な対策を講じる際に支障が出ている。

本調査報告書は以下の3点を中心に、中国における知的財産権侵害品の処分に関する現状を調査・検討している。

1. 知的財産権侵害品処分に関する法制度の現状調査
2. 知的財産権侵害品処分の現状に関するアンケート調査
3. 一部日系企業関連取締案件における押収品処分の現状調査

本報告書が権利者の知的財産権侵害行為対策に役立てば幸いである。

なお本調査は上海博邦知識産権服務有限公司との委託・協力により調査を実施した。

データ出典：

1. 2012年中国知的財産権保護状況白皮書

[http://www.nipso.cn/UploadFiles/%B6%FE%A1%F0%D2%BB%B6%FE%C4%EA%D6%D0%B9%FA%D6%A%A%CA%B6%B2%FA%C8%A8%B1%A3%BB%A4%D7%B4%BF%F6\(%D6%D0%D3%A2%CE%C4\).pdf](http://www.nipso.cn/UploadFiles/%B6%FE%A1%F0%D2%BB%B6%FE%C4%EA%D6%D0%B9%FA%D6%A%A%CA%B6%B2%FA%C8%A8%B1%A3%BB%A4%D7%B4%BF%F6(%D6%D0%D3%A2%CE%C4).pdf)

2. 税関公式サイトデータ

<http://fangtan.customs.gov.cn/tabid/81/InterviewID/15/Default.aspx>

第一章 知的財産権侵害品の処分に関する法制度の現状

一、現状調査

1. 調査目的

知的財産侵害品の処分方法は中国法律で明文化されているかどうか、明文化されている場合、どのような規定があるか。これらを調査するため、まず知的財産侵害品の処分に関する可能性の高い法令を収集・整理した。本報告書に言及された法令はおもに以下の中国取締機関に関係するものである。

- ✧ 工商行政管理局（以下、AIC）
- ✧ 質量技術監督局（以下、TSB）
- ✧ 公安（以下、PSB）
- ✧ 税関

2. 調査範囲

広東省、江蘇省、浙江省は中国各省GDPランキングのトップ5に入っている代表的な省である。また、この3つの省は模倣品被害の深刻な地域でもある。そこで、今回の省レベルまでの法制度調査はこれらを中心とした。なお、広東省と江蘇省ではAICが公布する法制度がないことが調査でわかったため、比較しやすいよう、AICに関わる法制度は山東省、安徽省のものの一部も入れている。

3. 調査結果概要

調査の結果、中国における知的財産権侵害品の処分に直接適用できる法制度は施行されていないことが判明した。税関であれば、「中華人民共和国知的財産権海關保護条例」と「中華人民共和国知的財産権海關保護条例実施方法」の中に知的財産権侵害品の処分が規定されている。その一方、AIC、TSB、PSBなどの取締機関では、知的財産権侵害品の処分に関する内容が一般押収品の管理・処分に関する法令の条文に散見される。

また、取締機関が押収した物品の処分は国家の財政収入にかかわっていることもあることから、財政部門が公布した法制度の中に知的財産権侵害品の処分に関する条文もある。

4. 知的財産権侵害品処分に関する法制度一覧

以下は各取締機関の公式サイトやその他サイトで調査した知的財産権侵害品の処分に関係のある法制度の一覧である。

法制度区分	番号	法令名(原文)	制定・公布機関	法令の調整対象
法律	1	行政処罰法 1996年3月17日公布 1996年10月1日施行	全国人民代表大会	全国のAIC、TSB、PSB(行政機能を執行する場合)、税関
	2	中華人民共和國商標法 2001年10月27日改正	全国人民代表大会	全国AIC
	3	製品品質法 2000年7月8日改正	全国人民代表大会	全国TSB
行政法規	4	中華人民共和国知的財産権海關保護条例 2010年3月24日改正	国務院	全国税関
部門規章	5	工商行政管理行政処罰程序規定 中華人民共和國國家工商行政管理總局令 第28号 2007年10月1日施行	国家工商行政管理總局	全国AIC
	6	質量技術監督罰沒物品管理和処置方法 國家質量技術監督局第16号 2001年4月9日施行	国家質量技術監督局	全国TSB
	7	公安機關辦理行政案件程序規定 公安部令第125号 2013年1月1日施行	公安部	全国PSB
	8	公安機關涉案財物管理若干既定 公安部公通字[2010]57号 2011年1月1日施行	公安部	全国PSB
	9	中華人民共和国知的財産権海關保護条例 實施方法 稅關總署令第183号 2009年7月1日施行	稅關總署	全国税関
	10	罰沒財物和追回賊款賊物管理弁法 1987年1月1日施行	財政部	全国のAIC、TSB、PSB、税関
地方法規	11	江蘇省罰沒財物、追回賊款賊物和無主財物管理規定 江蘇省人民政府令第177号 2001年6月6日公布	江蘇省政府	江蘇省のAIC、TSB、PSB

法制度区分	番号	法令名(原文)	制定・公布機関	法令の調整対象
その他規範性文件	12	工商標字〔2002〕第254号 商標法 第53条の廃棄処分についての解釈	国家工商行政管理総局	全国 AIC
	13	浙江省工商行政管理機關罰没和暫扣財物管理弁法(試行) 2006年1月1日施行	浙江省工商行政管理局	浙江省 AIC
	14	安徽省工商行政管理行政案件罰沒物資管理方法 2009年施行	安徽省工商行政管理局	安徽省 AIC
	15	山東省工商行政管理機關罰沒物資管理処理暫行弁法 2008年10月1日施行	山東省工商行政管理局	山東省 AIC
	16	廣東省質量技術監督系統行政執法涉案物品管理弁法 2003年4月25日施行	廣東省質量技術監督局	廣東省 TSB
	17	江蘇省質量技術監督系統罰沒物品和暫扣物資暫行弁法 蘇質技監財發〔2009〕157号 2009年7月2日施行	江蘇省質量技術監督局	江蘇省 TSB
	18	浙江省質量技術監督行政執法涉案物品管理制度和処置規定 浙質法發〔2008〕467号 2008年12月16日施行	浙江省質量技術監督局	浙江省 TSB
	19	廣東省公安機關涉案財物管理實施細則(試行) 2012年12月25日公布施行	廣東省公安厅	廣東省 PSB
	20	浙江省公安機關涉案財物管理實施細則(試行) 2012年2月24日公布施行	浙江省公安廳	浙江省 PSB
	21	廣東省行政執法機關沒收物品処理暫行弁法 廣東省財政厅粵財總〔2008〕196号 2008年12月6日公布	廣東省財政廳	廣東省のAIC、TSB、PSB
	22	浙江省罰沒財物、追回款物和無主財物管理行弁法 浙江省財政厅浙財預〔2011〕13号 2011年4月7日公布	浙江省財政廳	浙江省のAIC、TSB、PSB
	23	没収された知的財産権侵害品の競売について 税關總署公告 2007年第16号 2007年4月2日施行	税關總署	全国税關

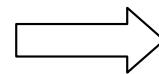
二、立法制度から知的財産権侵害品の処分に関する法制度の仕組み

1. 中国の立法制度

中国の立法法に基づき、中国の立法制度は以下のとおり。

全国人民代表大会とその常務委員会は全国の法律を制定する。

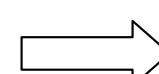
全国人民代表大会と
全国人民代表大会常務委員会



法律

国務院は憲法と法律にしたがい、行政法規を制定する。

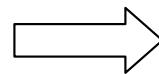
国務院



行政法規

省レベルの人民代表大会とその常務委員会は憲法、法律、行政法規にしたがい、地方法規を制定することができる。また、省政府がある市、経済特区がある市、その他国務院規定の大きい市の人民代表大会とその常務委員会は必要に応じて、憲法、法律、行政法規と同省の地方性法規にしたがい、地方性法規を制定し、省レベルの人民代表大会の承認を得て施行することが可能である。

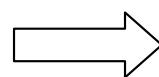
省レベルの人民代表大会とその常務委員会、
省政府がある市、経済特区がある市、
その他国務院規定の規模の大きい市の人民
代表大会とその常務委員会



地方法規

国務院の各部門は法律、国務院の行政法規、決定、命令にしたがい、本部門の権限内で、部門規章を制定することができる。部門規章はこの部門の最高責任者が署名し公布する。

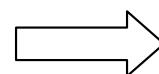
国務院の部門
例：国家工商行政总局、公安部



部門規章

省レベル政府は法律、行政法規と同省の地方法規にしたがい、地方政府規章を制定することができる。地方政府規章は省長が署名し公布する。

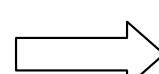
省レベル政府



地方政府規章

規範性文件は行政機関が公布する、ある特定の領域に拘束力を持つ準立法行為である。地方政府や地方政府部門は法にしたがい、規範性文件を制定することができる。

その他地方政府の部門、行政機関など



規範性文件

2. 知的財産権侵害品の処分に関する法制度概観

中国の立法制度に基づき制定され、3～4頁に列挙した法制度を以下のピラミッド図で示してみることにする。

法律	行政処罰法 中華人民共和国商標法 製品品質法
行政法規	中華人民共和国知的財産権海関保護条例
部門規章 地方政府規章	工商行政管理行政処罰程序規定 質量技術監督罰没物品管理和処置方法 公安機關弁理行政案件程序規定 公安機關涉案財物管理若干既定 中華人民共和国知的財産権海關保護条例実施方法 財政部 罰沒財物和追回赃款赃物管理弁法 江蘇省政府 江蘇省罰沒財物、追回赃款赃物和無主財物管理規定
規範性文件	工商標字〔2002〕第254号 税関総署公告 没収された知的財産権侵害品の競売について 浙江省工商行政管理機関罰没和暫扣財物管理弁法（試行） 安徽省政府工商行政管理行政案件罰沒物資管理方法 山東省工商行政管理機関罰没物資管理処理暫行弁法 廣東省質量技術監督系統行政執法涉案物品管理弁法 江蘇省質量技術監督系統罰沒物品和暫扣物資暫行弁法 浙江省質量技術監督行政執法涉案物品管理和処置規定 廣東省公安機關涉案財物管理実施細則（試行） 浙江省公安機關涉案財物管理実施細則（試行） 廣東省行政執法機關没収物品処理暫行弁法 浙江省罰沒財物、追回赃款赃物和無主財物管理行弁法

上記のピラミッド図から、中国の知的財産権侵害品処分に関する法制度には以下の特徴があるといえる。

① 指導性・統一性のある法律や行政法規が少ない

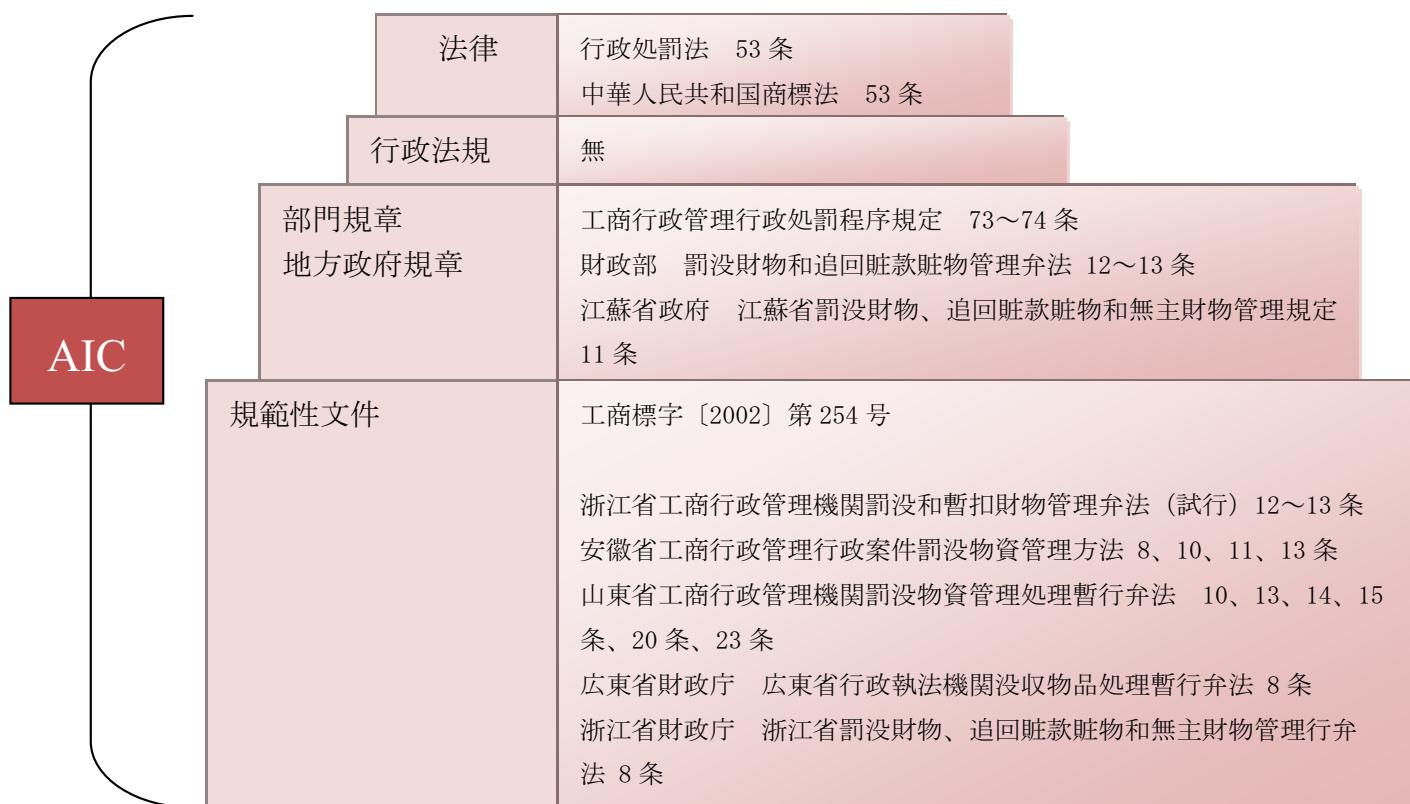
関係する法律は3件、行政法規は1件のみで、それ以外はすべて部門規章や地方政府規章とその他規範性文件である。立法制度の視点から見ると、知的財産権侵害品の処分に関しては、全国をカバーしている指導性・統一性のある法律や行政法規は少ない。その結果、知的財産権侵害品の処分は現在、数多くの部門規章、地方政府規章、規範性文件などに依存している。

② 地方取締機関のおおきな自由裁量権

法のパフォーマンス権限の角度からいえば、部門規章、地方政府規章、規範性文件に基づいて行動する地方取締機関の自由裁量権は大きいと言える。それは法制度の具体的な条文および取締機関へのアンケート調査の結果からも読み取れる。

3. 取締機関別の法制度ピラミッド図

取締機関別に法制度をさらに分類し、またそれらに知的財産権侵害品処分に関する条文を付け加えると、次とおりのピラミッド図ができる。これにより、知的財産権侵害品処分の際に従う法制度が取締機関別に明確になってくる。



TSB	法律	行政处罚法 53 条 制品品質法 8 条
	行政法规	無
	部门规章 地方政府规章	质量技术监督罚没物品管理和处置办法 12、14、15、19 条 财政部 罚没财物和追回赃款赃物管理办法 12~13 条 江苏省政府 江苏省罚没财物、追回赃款赃物和无主财物管理规定 11 条
	规范性文件	广东省质量技术监督系统行政执法人员涉案物品管理办法 11~13 条、18~19 条 江苏省质量技术监督系统罚没物品和暂扣物资暂行办法 19、20、22、23、25、27 条 浙江省质量技术监督行政执法人员涉案物品管理和处置规定 6、10、18、23 条 广东省财政厅 广东省行政执法机关没收物品处理暂行办法 8 条 浙江省财政厅 浙江省罚没财物、追回赃款赃物和无主财物管理暂行办法 8 条

PSB	法律	行政处罚法 第 53 条
	行政法规	無
	部门规章 地方政府规章	公安机関办理行政案件程序规定 170 条 公安机関涉案财物管理若干规定 5 条 财政部 罚没财物和追回赃款赃物管理办法 12~13 条 江苏省政府 江苏省罚没财物、追回赃款赃物和无主财物管理规定 11 条
	规范性文件	广东省公安机関涉案财物管理实施细则（暂定）20 条 浙江省公安机関涉案财物管理实施细则（暂定）32 条 广东省财政厅 广东省行政执法机关没收物品处理暂行办法 8 条 浙江省财政厅 浙江省罚没财物、追回赃款赃物和无主财物管理暂行办法 5 条

税關	行政法规	中华人民共和国知识产权海关保护条例 27 条
	部门规章	中华人民共和国知识产权海关保护条例实施办法 33 条
	规范性文件	税關総署公告 没收された知的財産権侵害品の競売について

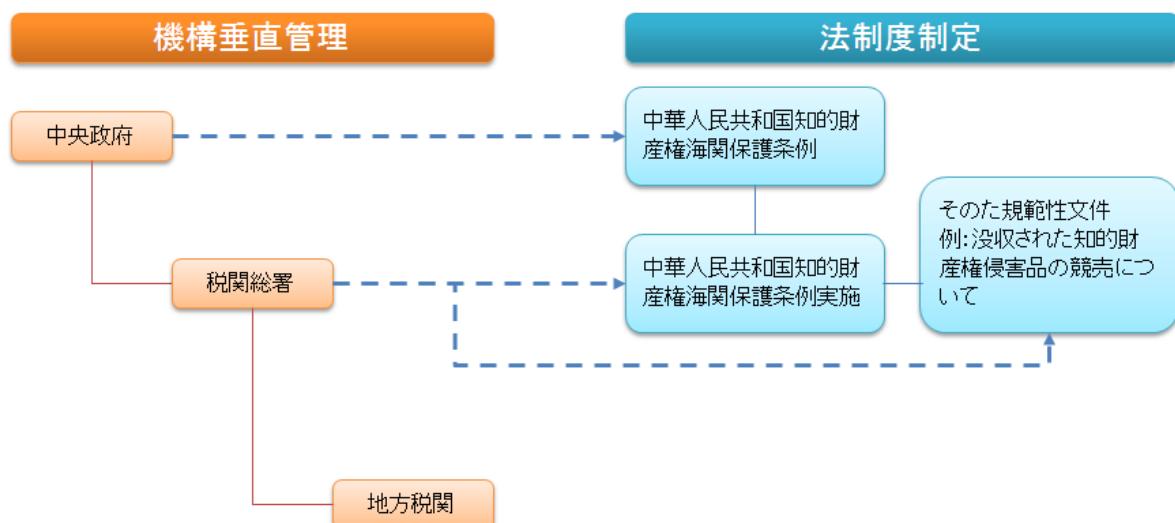
上記のピラミッドから、以下の点をまとめることができる。

①. 行政法規の欠如

AIC・TSB・PSB に関する法制度の中に、法律の下に行政法規の欠如が見える。すなわち、国務院は知的財産権侵害品の処分に関する法規を制定していない。そこで、取締機関が知的財産権侵害品を処分する際、行政法規より上位の法律に基づくか、あるいは行政法規より下位の部門規章、地方政府規章、その他規範性文件に基づくかということになる。商標法、製品品質法などの法律の中には知的財産権侵害品の処分に関する条文はない。したがって、取締機関が知的財産権侵害品を処分する際、法律、行政法規を根拠とすることはできず、部門規章、地方政府規章、その他規範性文件に基づいていると判断できる。

②. 税関法制度体系の完全性

AIC・TSB・PSB などの取締機関とは異なり、税関は中央政府→税関総署→地方税關という垂直管理となっている。つまり、地方税關は地方政府により管理されていない。という前提の下、税関法令の仕組みは簡潔かつ明確である。すなわち、中央政府は行政法規を制定し、税関総署は部門規章およびそのた規範性文件を制定する。



三、各法制度における知的財産権侵害品処分関連条文の検討

ここからは前掲ピラミッド図で示した各法令の中から、知的財産権侵害品の処分、特に処分時期、方法、過程に関する条文を摘録して、その要旨を検討する。

1. 各取締機関に共通な法制度

法律	行政処罰法
調整対象	AIC、TSB、PSB(行政機能を執行する場合)、税関を含む行政取締全般
条文	53 条 法に基づき廃棄しなければならない物品を除き、法により没収した違法財物は、国の規定に基づき公開競売を行い、或いは国の関連規定に基づき処理しなければならない。 科料、没収した違法所得、財物の競売収入は、全部国庫に上納しなければならず、いかなる行政機関又は個人もいかなる形式で流用、私的分配又は別の形で私的分配をしてはならない。財政部門はいかなる形でも行政処罰決定を行った行政機関に科料、没収した違法所得、財物の競売収入を返金してはならない。
検討	行政執行機関向けに、押収品の処分に関する一般的な原則と処分方法を規定している。 a. 国庫へ上納原則 b. 処分方法は廃棄、競売とその他方法 知的財産権侵害品の処分に直接適用される条文ではないが、取締機関が知的財産権侵害品を処分する際、この規定に従わなければならない。

地方政府規章	原文：江蘇省罰沒財物、追回財物和無主財物管理規定 和訳：江蘇省政府による押収財物、違法財物取戻し、持主のない財物の管理に関する規定
調整対象	江蘇省 AIC、TSB、PSB
条文	11 条 没収した物資、国庫へ上納すべきの違法財物、持主のない物資については物資の性質と用途により、以下の原則で処理する： (三)価値のない粗悪品、関連規定により廃棄しなければならない模倣品、およびその他保管価値のない物品は、有権部門と単位の認定を得て廃棄すること。
検討	価値のない粗悪品または廃棄すべき模倣品は廃棄すべきであることだけを規定している。処分時期、方式、過程など詳細な内容には触れていない。

なお、江蘇省政府による押収財物、違法財物取戻し、持主のない財物の管理に関する規定は今回の調査で唯一、地方政府が制定・公布している押収品処分に関する地方政府規章である。その調整範囲は江蘇省 AIC、TSB、PSB などとなっているので、取締機関共通な法令としてこの部分に入れている。

2. AIC 関連の法制度

法律	中華人民共和国商標法
調整対象	全国 AIC
条文	<p>53 条</p> <p>・・・・・工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。・・・・・</p>
検討	商標法 53 条は AIC に商標権侵害品の廃棄処分権限を付与している。同法のその他条文は侵害品処分に関する内容に触れてない。商標法は法律として、商標権侵害品の処分に関する詳細な内容を規定する必要はないが、押収品処分時の最低原則(市場での再流通防止)を規定することは必要かと思われる。

規範性文件	工商標字〔2002〕第 254 号
調整対象	全国 AIC
条文	<p>江蘇省工商行政管理局：</p> <p>貴局より「商标法 53 条についてどのように理解すべきかの稟議書」(蘇工商〔2002〕117 号) を受領した。以下のとおりに回答する：</p> <p>商标法 53 条の「廃棄」は没収した商標権侵害品に対する処分の 1 つの方法であり、唯一な方法ではない。法に基づき没収した商標権侵害品のうち、使用価値があり、かつ侵害商標を商品本体から分離させることができるものにはに対して、「廃棄」以外の方法で処分することは可能である。</p>
検討	これは商标法 53 条に規定している廃棄について、江蘇省工商行政管理局が提起した質問に対する国家工商行政管理総局からの返答である。商標と商品を分離できる場合、商標を分離したあとの商品本体は廃棄処分以外に、その他方式も採用可能ということを明確にした。ただし、具体的な処分方法は示していない。

部門	原文：工商行政管理行政処罰程序規定
規章	和訳：工商行政管理機関行政処罰手続きの規定
調整対象	全国 AIC
条文	<p>73 条</p> <p>工商行政管理機関では、料金や没収した物資の管理と処理の制度を構築し、健全を図らなければならない。具体的な方法については省級工商行政管理機関が国家の関連規定に基づいて制定するものとする。</p> <p>74 条</p> <p>法により廃棄しなければならない物品を除き、法により没収した違法財産については、国の規定に従い、合法な資格を有する競売機構に公開競売を依頼するかあるいは国の関連規定に従って処分しなければならない。……。物品の廃棄について、国の関連規定に従って処分する。規定がない場合、工商行政管理機関の責任者による</p>

	承認を得てから、2名以上の工商行政管理者が廃棄を監督し、かつ廃棄記録を作成しなければならない。……。			
検討	<p>工商行政管理行政処罰程序規定 73 条～74 条から、以下のことが明らかになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 国家工商行政管理総局は押収品の処分・管理についての詳細な規定は作らず、省レベルの工商行政管理局に委任 b. 処分方法は廃棄、競売の 2 種類を提示 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">処分方法</td> <td style="padding: 2px;">競売●</td> <td style="padding: 2px;">廃棄●</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> c. 処分方法は競売を廃棄よりも優先する d. 廃棄処分は 2 名以上の AIC 職員が担当すべきと義務付けている e. 廃棄処分記録の作成を義務付けている <p>知的財産権侵害品の処分に直接適用できる条文ではないが、全国 AIC が知的財産権侵害品を処分する際、この規定に従わなければならない。</p>	処分方法	競売●	廃棄●
処分方法	競売●	廃棄●		

規範性 文件	原文：浙江省工商行政管理機関罰没和暫扣財物管理弁法（試行） 和訳：浙江省工商行政管理機関による没収品と押収品の管理に関する方法（暫定）
調整 対象	浙江省 AIC
条文	<p>12 条</p> <p>没収物品の処分は、案件担当部門が書面意見を提出し、財務部門が書面意見に署名し、局長の承認を得てから案件担当部門と財務部門が共同に実施する。……。</p> <p>没収物品は当事者の救済期限が満期してから 3 ヶ月以内に処分しなければならない。</p> <p>13 条</p> <p>没収品は以下の原則で処分する：</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 国の規定により自由流通・販売可能の物品は、競売機構に公開競売を委託する。 …… (五) 価値のない模倣品、粗悪品、禁制品およびその他保管価値のない物品は、規定流れで廃棄する。廃棄処分は環境保護の要求に適合し、環境汚染を避けなければならない。 (六) 使用価値はあるが公開競売できない、かつ公民の人身、財産に侵害にならない物品は、技術処理をしてから、局長の承認を得て、財政部門の承認を取得してから社会福祉部門に寄付することは可能である。 (七) 法律法規に明確に規定されていない処分方法を採用する場合は、局長の承認を得たうえ財政部門の承認を取得しなければならない。

検討	これは浙江省 AIC が公布した押収品処分に関する法制度である。処分時期や処分方法、処分過程について、より詳細の内容を規定している。
処分時期	当事者の救済期限切れ後、3ヶ月以内に処分完了
処分方法	競売● 廃棄● 寄付● その他●
処分過程	案件担当部門 処分意見提出 ↓ 財務部門 承認 ↓ AIC 責任者 最終承認 ↓ 案件担当部門と財務部門 処分実施
要点	今回の調査で確認できたその他の法令と比べると、処分完了期限を規定している唯一の法令になっている。

規範性 文件	原文：安徽省工商行政管理行政案件罰沒物資管理方法 和訳：安徽省工商行政管理機関による行政案件押収品管理に関する方法
調整 対象	安徽省 AIC
条文	<p>8条 行政处罚决定书の送達後、行政相对人が法律、法规の規定期限以内に、行政複議・行政訴訟を提起しなかった案件の没収品に対して、案件担当部門は3ヶ月以内に処分意見を提出しなければならず、工商行政管理部門の責任者の承認を得てから統一処分する。</p> <p>10条 没収品の処分は物品の特徴により、廃棄、競売、被害権利者企業より回収、国家専売品は国家の関連単位より回収などの方式で行う。</p> <p>11条 没収品が以下の条件の1つに符合する場合は、監督廃棄しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 腐りやすいもの、公共安全に危険性があるもの、保存できないもの (二) 使用価値・回収価値がないもの (三) 偽の製品ラベル、標識、パッケージ (四) その他廃棄すべきのもの <p>13条 没収品が以下の条件の1つに符合する場合は、物価部門より値踏みしてから、競売資格を持つ機構に競売を委託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 人体健康、人身、財産安全に危険性がないもの (二) 偽造の原産地・工場名・工場住所や偽造の認証標識、生産許可証、登録商標などの表記と合格証明を消除できるもの (三) 使用価値や回収価値があるもの (四) 法律法の規定条件に符合するその他情状 <p>上記条件に適合する少量な物品は被害権利者企業より回収することも可能である。。</p>

検討	これは安徽省 AIC が公布した押収品処分に関する法制度である。処分時期や処分方法、処分過程について詳細の内容を規定している。				
	処分時期	当事者の救済期限経過後の3ヶ月以内に処分意見提出、 処分完了期限は規定なし			
	処分方法	廃棄●	競売●	権利者購入●	
	処分過程	案件担当部門 処分意見提出 ↓ AIC 責任者 承認 ↓ 統一処分			
	要点	a. 知的財産権押収品処分に直接適用できる条文がある。 模倣品ラベル、パッケージは廃棄しなければならない 模倣マークを除去できるものは本体を競売または被害権利者 購入 b. 廃棄、競売、寄付、権利者購入それぞれの適用条件をより明 確に規定している。			

規範性	原文：山東省工商行政管理機關罰沒物資管理処理暫行弁法
文件	和訳：山東省工商行政管理機関による押収品管理に関する暫定方法
調整対象	山東省 AIC
条文	<p>10条 処罰決定が発効後、案件担当部門は没収品の処分意見を提出し、機関責任者の承認を得て集中処分しなければならない。</p> <p>13条 没収品の処分は国家の法律法規の規定と没収品の特徴により、監督競売、寄付、廃棄、必要な技術処理などの方式で行わなければならない。</p> <p>14条 検査または鑑定により、没収品は以下の条件の1つに適合する場合は、中華人民共和国競売法により競売することが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 人体健康、人身、財産安全に危険性がないもの (二) 偽造の原産地・工場名・工場住所や偽造の認証標識、生産許可証、登録商標などの表記と合格証明を消除できるもの (三) 一定の使用価値や回収価値があるもの (四) 工商管理行政に関わる法律、法規、規章に規定しているその他条件に符合する。 <p>15条 法により中華人民共和国商標法を違反し登録商標権を侵害した使用価値のある没収品に対して、侵害商標を本体から分離させた後に競売の委託をしなければならない。</p> <p>20条 使用価値はあるが、競売できない、かつ廃棄処分にふさわしくない没収品に対しては寄付することが可能である。……。</p> <p>23条 没収品が以下の条件の1つに符合する場合は、廃棄しなければならない。</p>

	<p>……。</p> <p>(五) 侵害商標を消除できないもの</p> <p>(六) 偽造の原産地・工場名・工場住所や偽造の認証標識などの品質表記を消除できないもの</p> <p>(七) 偽造の製品表記、ラベル、パッケージ</p> <p>……。</p>																				
検討	<p>これは山東省 AIC が公布した押収品処分に関する法制度である。処分時期や処分方法、処分過程について詳細にわたる内容を規定している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">処分時期</td><td colspan="4">行政処罰が発効後処分意見提出、明確な時期、期限は規定なし</td></tr> <tr> <td>処分方法</td><td>廃棄●</td><td>競売●</td><td>寄付●</td><td>その他●</td></tr> <tr> <td>処分過程</td><td colspan="4"> 案件担当部門 処分意見提出 ↓ AIC 責任者 承認 ↓ 統一処分 </td></tr> <tr> <td>要点</td><td colspan="4"> a. 商標法違反場合の処分注意点を 15 条に規定している。すなわち、必ず侵害マークを除去してから競売すること。 b. 廃棄、競売、寄付それぞれの適用条件をより明確に規定している。 c. 処分方法の優先順位を見られる。 競売 > 寄付 > 廃棄 </td></tr> </table>	処分時期	行政処罰が発効後処分意見提出、明確な時期、期限は規定なし				処分方法	廃棄●	競売●	寄付●	その他●	処分過程	案件担当部門 処分意見提出 ↓ AIC 責任者 承認 ↓ 統一処分				要点	a. 商標法違反場合の処分注意点を 15 条に規定している。すなわち、必ず侵害マークを除去してから競売すること。 b. 廃棄、競売、寄付それぞれの適用条件をより明確に規定している。 c. 処分方法の優先順位を見られる。 競売 > 寄付 > 廃棄			
処分時期	行政処罰が発効後処分意見提出、明確な時期、期限は規定なし																				
処分方法	廃棄●	競売●	寄付●	その他●																	
処分過程	案件担当部門 処分意見提出 ↓ AIC 責任者 承認 ↓ 統一処分																				
要点	a. 商標法違反場合の処分注意点を 15 条に規定している。すなわち、必ず侵害マークを除去してから競売すること。 b. 廃棄、競売、寄付それぞれの適用条件をより明確に規定している。 c. 処分方法の優先順位を見られる。 競売 > 寄付 > 廃棄																				

上記の省レベルの法令から、AIC が知的財産権侵害品の処分時期、方法、過程、要点などを地域別で再整理すると以下のとおり。

① 処分時期

地域	法令名	処分時期
浙江省 AIC	浙江省工商行政管理機関による没収品と押収品の管理に関する方法(暫定)	当事者救済期限満期後 3 ヶ月以内に処分完了
安徽省 AIC	安徽省工商行政管理機関による行政案件押収品管理に関する方法	当事者救済期限満期後 3 ヶ月以内に処分意見提出
山東省 AIC	山東省工商行政管理機関による押収品管理に関する暫定方法	行政処罰の発効後処分意見提出

浙江省 AIC の法令は処分完了期限を定める唯一の法制度になっている。安徽省 AIC は当事者救済期限満期後 3 ヶ月以内に処分意見提出という期限を規定しているが、処分完了期限には触れていない。山東省 AIC の法令には処分意見提出、処分完了期限とも規定していない。処分時期のばらつきが大きいという点は明白である。

なお、浙江省 AIC の法令に処分完了期限が規定されているが、後述のアンケート調査に見られるように、法制度と実状との不一致なところがあることも判明している。

② 処分方法

地域	法令名	廃棄	競売	寄付	権利者購入	その他
浙江省 AIC	浙江省工商行政管理機関による没収品と押収品の管理に関する方法(暫定)	●	●	●		
安徽省 AIC	安徽省工商行政管理機関による行政案件押収品管理に関する方法	●	●		●	
山東省 AIC	山東省工商行政管理機関による押収品管理に関する暫定方法	●	●	●		●

採用可能な処分方法から見ると、各地域はおおむね一致しているといえる。すなわち、おおむね廃棄、競売、寄付、権利者購入の4種類ある。ただし、前述の条文検討で触れたとおり、安徽省AICと山東省AICの法令には各処分方法の適用条件をより詳細・明確に提示している。その一方、浙江省は処分方法の適用条件については特に明記しておらず、取締機関の責任者の判断に依存することが多いことが推測される。

なお、安徽省AICと山東省AICの法令をベースにすれば、知的財産権押収品の処分方法に関しては以下の点が共通になっている。

- a. 模倣ラベル、パッケージは廃棄処分
- b. 侵害マークを除去できないものは廃棄処分
- c. 侵害マークを除去できるものは、本体を競売可能

③ 処分過程

地域	法令名	処分過程
浙江省 AIC	浙江省工商行政管理機関による没収品と押収品の管理に関する方法(暫定)	案件担当部門 処分意見提出 ↓ 財務部門 承認 ↓ AIC責任者 最終承認 ↓ 案件担当部門と財務部門 処分実施
安徽省 AIC	安徽省工商行政管理機関による行政案件押収品管理に関する方法	案件担当部門 処分意見提出 ↓ AIC責任者 承認 ↓ 統一処分
山東省 AIC	山東省工商行政管理機関による押収品管理に関する暫定方法	案件担当部門 処分意見提出 ↓ AIC責任者 承認 ↓ 統一処分

処分過程に関しては3つの省が大体同じような規定を有しているが、浙江省 AIC の法令には財務部門と紀検監察部門の監督役割が入っている。

④ 知的財産権侵害品の処分に関する条文の多寡

地域	法令名	知的財産権押収品処分に関する条文
浙江省 AIC	浙江省工商行政管理局による没収品と押収品の管理に関する方法(暫定)	「価値のない模倣品は廃棄しなければならない」一言のみ言及している
安徽省 AIC	安徽省工商行政管理局による行政案件押収品管理に関する方法	11条、13条に直接適用条文がある 模倣品ラベル、パッケージは廃棄しなければならない 模倣マークを除去できるものは競売または被害権利者購入
山東省 AIC	山東省工商行政管理局による押収品管理に関する暫定方法	14条、15条、23条に直接適用条文がある 模倣品ラベル、パッケージ、模倣マークを除去できないものは廃棄しなければならない 模倣マークを除去できるものは競売または被害権利者購入

法律	製品品質法
調整対象	全国 TSB
条文	8条 国務院製品品質監督部門は、全国の製品品質監督事務を主管する。国務院の関係部門は、各自の職責の範囲内で、製品品質監督に責任を負う。 県级以上の地方製品品質監督部門は、当該行政区域内の製品品質監督を主管する。 県级以上の地方人民政府の関係部門は各自の職責の範囲内で、製品品質監督に責任を負う。法律に製品品質の監督部門に対し別途規定がある場合は、関係法律の規定に従い執行する。
検討	製品品質法の8条はTSBに製品品質監督の権限を付与しているだけであり、この条文以外に廃棄処分に関する具体的な内容はない。製品品質法は法律として押収品処分に関する詳細な内容を規定する必要はないが、押収品処分時の最低原則(市場で再流通防止)を規定することは必要かと思われる。

部門	原文：質量技術監督罰沒物品管理和処置方法			
規章	和訳：質量技術監督が押収品の管理と処置に関する方法			
調整 対象	全国 TSB			
条文	<p>12 条 質量技術監督部門は行政処罰決定書を送達した後、規定の期限内に、行政複議・行政訴訟を提起されなかった案件の没収品に対して、半年以内に処分意見を提出し、規定の手続きで承認を得て統一処分しなければならない。</p> <p>14 条 没収品の処分は国家の法律法規の規定と没収品の特徴により、監督廃棄、競売、必要な技術処理などの方式で行わなければならない。</p> <p>15 条 没収品は以下の条件の 1 つに符合する場合は、監督廃棄しなければならない。</p> <p>.....</p> <p>(五) 偽造の原産地・工場名・工場住所や偽造の認証標識などの品質表記を消除できないもの</p> <p>(六) 偽造の製品表記、ラベル、パッケージ</p> <p>.....。</p> <p>19 条 検査または鑑定により、没収品は以下の条件の 1 つに符合する場合は、中華人民共和国競売法により競売することが可能である。</p> <p>.....</p> <p>(二) 偽造の原産地・工場名・工場住所や偽造の認証標識などの品質表記と合格証明を消除できるもの</p> <p>(三) 一定の使用価値や回収価値があるもの</p> <p>.....。</p>			
検討	国家工商行政管理総局とは異なり、国家質量技術監督総局は押収品管理と処分方法に関する部門規章を公布している。上記法令によると、TSB による押収品処分に関する規定は以下のとおりである。			
	処分時期	行政処罰決定書を発行し、行政不服審査、行政訴訟を提起されていないことが明らかになった時点から 6 ヶ月以内に処分意見を提出する。処分完了の期限は明確に規定していない。		
	処分方法	廃棄●	競売●	その他●
	処分過程	「規定の手続きで統一処分」と一言のみ言及している。具体的な手続きは不明確である。		
	要点	部門規章レベルの法制度で、TSB 取締機関内部で統一性を実現できている。		

規範性 文件	原文：広東省質量技術監督系統行政執法涉案物品管理弁法 和訳：広東省質量技術監督機関が行政執法案件の押収品管理に関する方法																
調整 対象	広東省 TSB																
条文	<p>11 条 没収品の保管部門は規定期限内に行政複議と行政訴訟を提起されなかった案件の没収品に対して、行政処罰決定書を発行した半年以内に、処分意見を提出し、規定の手続きで責任者の承認を得て統一処分しなければならない。</p> <p>12 条 没収品の処分は国家の関連規定と没収品の特徴により、監督廃棄、競売、必要な技術処理などの方式で行わなければならない。</p> <p>13 条 承認を得て没収品を処分する時に、保管担当者と没収品処分の担当者が出庫手続きをして、以下の流れで処分する。</p> <p>(一) 競売条件に満たすまたは技術処理を通じて競売条件に満たす場合は、行政取締機関より財務部門に移行する。</p> <p>(二) 法により廃棄しなければならない場合は、行政取締機関が責任者の承認を得て、行政取締機関による廃棄処分を実施する。</p> <p>18 条 質量技術監督が押収品の管理と処置に関する方法 19 条の規定に適合する没収品は、中華人民共和国競売法の規定により競売しなければならない。</p> <p>19 条 偽造の工場名、工場住所、原産地、品質表記をもつ製品、品質レベルが品質表記の要求に達していない物品、特定用途のある物品に対しては、完全な状態で販売することは不可である。分解できる物品または一定の使用価値がある物品は、違法マークを消除し、分解などの技術処理を通じて、定点競売の方式で、特定の単位により回収することが可能である。</p>																
検討	<p>広東省 TSB が公布した法令であり、国家質量技術監督総局の部門規章と大体同じ内容になっている。</p> <table border="1"> <tr> <td>処分時期</td><td colspan="3">当事者救済期限満期後の 6 ヶ月以内に処分意見を提出 (国家 TSB 部門規章と同じ)</td></tr> <tr> <td>処分方法</td><td>廃棄●</td><td>競売●</td><td>その他● (国家 TSB 部門規章と同じ)</td></tr> <tr> <td>処分過程</td><td colspan="3"> 押収品保管部門 処分意見提出 ↓ 押収品保管部門と押収品処分部門 出庫手続き処理 ↓ 競売処分の場合は、押収品処分部門より財政部門へ移行 廃棄処分の場合は、行政取締部門より処分 ※ここで押収品保管部門と押収品処分部門は明確になっていない。 </td></tr> <tr> <td>要点</td><td colspan="3">19 条に知的財産権侵害品は完全な状態で競売できず、侵害マークを除去し本体を分解してから競売しなければいけないと明確に規定されている。</td></tr> </table>	処分時期	当事者救済期限満期後の 6 ヶ月以内に処分意見を提出 (国家 TSB 部門規章と同じ)			処分方法	廃棄●	競売●	その他● (国家 TSB 部門規章と同じ)	処分過程	押収品保管部門 処分意見提出 ↓ 押収品保管部門と押収品処分部門 出庫手続き処理 ↓ 競売処分の場合は、押収品処分部門より財政部門へ移行 廃棄処分の場合は、行政取締部門より処分 ※ここで押収品保管部門と押収品処分部門は明確になっていない。			要点	19 条に知的財産権侵害品は完全な状態で競売できず、侵害マークを除去し本体を分解してから競売しなければいけないと明確に規定されている。		
処分時期	当事者救済期限満期後の 6 ヶ月以内に処分意見を提出 (国家 TSB 部門規章と同じ)																
処分方法	廃棄●	競売●	その他● (国家 TSB 部門規章と同じ)														
処分過程	押収品保管部門 処分意見提出 ↓ 押収品保管部門と押収品処分部門 出庫手続き処理 ↓ 競売処分の場合は、押収品処分部門より財政部門へ移行 廃棄処分の場合は、行政取締部門より処分 ※ここで押収品保管部門と押収品処分部門は明確になっていない。																
要点	19 条に知的財産権侵害品は完全な状態で競売できず、侵害マークを除去し本体を分解してから競売しなければいけないと明確に規定されている。																

規範性 文件	原文：江蘇省質量技術監督系統罰沒物品和暫扣物資暫行弁法
	和訳：江蘇省質量技術監督機関が没収品と一時押収品の管理に関する方法
調整 対象	江蘇省 TSB
条文	<p>19 条 案件担当部門は行政処罰決定書の送達後、……規定期限内に当事者による行政複議・行政訴訟を提起されなかった案件の没収品に対して、半年以内に処分意見を提出し、規定の手続きで承認を得て統一処分いなければならない。</p> <p>20 条 財務部門は案件担当部門と一緒に処分意見を提出し、部門責任者の承認を得てから処分しなければならない。没収品を処分する過程で、案件担当部門は全面的に協力しなければならない。必要に応じて、紀律監督部門が担当者を派遣し監督するこができる。</p> <p>22 条 没収品の処分は国家の関連規定と没収品の特徴により、監督廃棄、競売、必要な技術処理などの方式で行わなければならない。</p> <p>23 条 没収品は以下の条件の 1 つに符合する場合は、……監督廃棄しなければならない。 </p> <p>(四) 使用価値と回収価値がないもの (五) 法により廃棄しなければならないその他もの</p> <p>25 条 没収品の監督廃棄は、物資の特性により、碾いて粉碎、火で焼け、水で浸し、カットして分解、有機溶解および製品の原始用途と状態を変更させたその他方式で行わなければならない。</p> <p>27 条 檢査または鑑定により、没収品は以下の条件の 1 つに適合する場合は、中華人民共和国競売法により……公開競売しなければならない。 </p> <p>(二) 偽造の原産地・工場名・工場住所や偽造の認証標識などの品質表記と合格証明を消除できるもの (三) 一定の使用価値や回収価値があるもの (四) 質量技術監督の法律、法規、規章に規定しているその他条件に適合するもの。</p>

検討	上記の法令は江蘇省財政厅、江蘇省 TSB が共同で公布した法令である。財政部門が介入している意味合いの条文が多い。また、同法令の 1 条に、「この法令は行政処罰法と江蘇省罰没財物、追回款物和無主財物管理規定に基づいて制定された」との記載があり、国家 TSB の部門規章とは同じ体系になっていない。			
	処分時期 当事者救済期限満期後の 6 ヶ月以内に処分意見を提出。 処分完了期間は規定なし。			
	処分方法	廃棄●	競売●	その他●
	処分過程 案件担当部門と財政部門 処分意見提出 ↓ 財政部門責任者 承認 ↓ 統一処分			
	要点	江蘇省財政厅、江蘇省 TSB が共同で公布した法令		

規範性文件	原文：浙江省質量技術監督行政執法涉案物品管理和処置規定 和訳：浙江省質量技術監督機関が行政執法案件物品の管理と処置に関する規定
調整対象	浙江省 TSB
条文	<p>6 条 案件に関わる物品の管理と処置は、国家質檢総局が質量技術監督が押収品の管理と処置に関する方法（総局令 16 号）に規定がある場合は、この法令に従い実施する。この法令に規定がないまたは規定が明確ではない場合は、本規定に従い実施する。</p> <p>10 条 行政処罰決定書が送達後、法定期限内に行政複議と行政訴訟を提起されなかった没収品に対して、法定期限満期後の 1 週間以内に処分意見を提出し、案件審査委員会の同意を得て適時に処置しなければならない。後ろ倒しまたは前倒しに処置する必要がある場合は、案件担当部門が責任者の同意を得なければならぬ。</p> <p>18 条 偽造の工場名、工場住所、原産地、品質表記をもつ製品、品質レベルが品質表記の要求に達していない物品、特定用途のある物品に対しては、完全な状態で販売することは不可である。分解できる物品または一定の使用価値がある物品は、違法マークを消除し、分解などの技術処理を通じて、定点競売の方式で、特定の単位により回収することが可能である。</p> <p>23 条 監督廃棄しなければならない物品が、監督の不十分により、再度市場に流入した場合は、責任者の責任を追及し、情状のひどさに応じて、行政処罰を下す。</p>

検討	浙江省 TSB が公布した法令であり、国家質量技術監督総局の部門規章に基づい制定されたが、処分時期や処分過程などは部門規章と違っている。		
	処分時期	当事者救済期限満期後の 1 週間以内に処分意見を提出、処分完了の期限は規定なし	
	処分方法	廃棄●	競売●
	処分過程	案件担当部門 処分意見提出 ↓ 案件審査委員会 承認 ↓ 処分	
	要点	23 条に、廃棄すべきの押収品が再び市場に流通した場合、取締機関責任者の責任を問うことを規定している。これは国家 TSB の部門規章にも規定されていない先行性のある規定といえる。	

上記の国家 TSB、省レベル TSB の法令から、TSB が知的財産権侵害品の処分時期、方法、過程、要点などを地域別で再整理すると、以下のとおり。

① 処分時期

地域	法令名	処分時期
国家 TSB	質量技術監督が押収品の管理と処置に関する方法	当事者救済期限満期後の 6 ヶ月以内に処分意見を提出
広東省 TSB	広東省質量技術監督機関が行政執法案件の押収品管理に関する方法	当事者救済期限満期後の 6 ヶ月以内に処分意見を提出
江蘇省 TSB	江蘇省質量技術監督機関が没収品と一時押収品の管理に関する方法	当事者救済期限満期後の 6 ヶ月以内に処分意見を提出
浙江省 TSB	浙江省質量技術監督機関が行政執法案件物品の管理と処置に関する規定	当事者救済期限満期後の 1 週間以内に処分意見を提出

各省レベルの法令の処分時期についての規定にはらつきがある。だが、いずれも国家 TSB の部門規章の規定である「6 ヶ月以内」を守っているといえる。また、いずれも処分完了の期限についての規定をもたない。

② 処分方法

地域	法令名	廃棄	競売	その他
国家 TSB	質量技術監督が押収品の管理と処置に関する方法	●	●	●
広東省 TSB	広東省質量技術監督機関が行政執法案件の押収品管理に関する方法	●	●	●
江蘇省 TSB	江蘇省質量技術監督機関が没収品と一時押収品の管理に関する方法	●	●	●
浙江省 TSB	浙江省質量技術監督機関が行政執法案件物品の管理と処置に関する規定	●	●	●

各規定とも、採用可能な処分方法については一致している。また、以下の大原則においては共通している。

- a. 模倣ラベル、パッケージは廃棄処分
- b. 侵害マークを除去できないものは廃棄処分
- c. 侵害マークを除去できるものは競売可能

③ 処分過程

地域	法令名	処分過程
国家 TSB	質量技術監督が押収品の管理と処置に関する方法	特に規定なし
広東省 TSB	広東省質量技術監督機関が行政執法案件の押収品管理に関する方法	押収品保管部門 処分意見提出 ↓ 押収品保管部門と押収品処分部門 出庫手続き処理 ↓ 競売処分の場合は、押収品処分部門より財政部門へ移行 廃棄処分の場合は、行政取締部門より処分
江蘇省 TSB	江蘇省質量技術監督機関が没収品と一時押収品の管理に関する方法	案件担当部門と財政部門 処分意見提出 ↓ 財政部門責任者 承認 ↓ 統一処分
浙江省 TSB	浙江省質量技術監督機関が行政執法案件物品の管理と処置に関する規定	案件担当部門 処分意見提出 ↓ 案件審査委員会 承認 ↓ 処分

処分過程について、国家 TSB の法令に特に規定はない。また、省レベルになると、財政部門とも関わってくるので、ますます複雑になっている。そのため、この部分の調査と分析の難易度は高く、より細かい内容は調査できなかった。

④ その他

浙江省 TSB の法令の 23 条は押収品の再流通防止を責任者に求める制度を明確に規定している。これは国家 TSB の部門規章にも規定されていない先行性のある内容であり、再流出を懸念する権利者にとって望ましいものといえる。

4. PSB 関連の法制度

PSB は行政機能と刑事偵察機能とふたつの機能を持っている。押収品処分は主に行政機能を履行する際の法制度に規定されている。

部門 規章	原文：公安機關弁理行政案件程序規定 和訳：公安機關が行政案件の流れに関する規定
調整 対象	全国 PSB
条文	<p>170 条 取り上げた財物に対して、機関責任者の承認を得て、以下の規定に基づいて処分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 被害者や善意第三人の合法的な財物は、適時に返却する (二) 被害者がない場合は、リストアップし、規定により国庫へ上納または法により競売する。競売後の収入は国庫へ上納する (三) 禁制品、価値のない物品、微細な価値がある物品など換金や競売できないものはリストアップしたうえ廃棄する (四) 換金や競売できない危険性のある物品は、県級以上の公安機關の主管部門より廃棄や関係企業より回収などの方法で処分する。
検討	押収品処理についての一般的な規定で、処分時期、処分方式に関する内容は特にない。また、知的財産権侵害品の処分に関する内容にも触れていない。

部門 規章	原文：公安機關涉案財物管理若干規定 和訳：公安機關による案件に関わる財物の管理に関する若干規定
調整 対象	全国 PSB
条文	<p>5 条 公安機關の案件担当部門は案件に関わる財物に対して、統一管理し、案件を担当していない人員に受領・保管・移行など管理作業を指定しなければならない。案件担当人員自ら件に関わる財物を保管することは禁止である。</p>
検討	汚職防止の視点からの一般的な規定で、処分時期、処分方式に関する内容は特にない。また、知的財産権侵害品の処分に関する内容にも触れていない。

規範性 文件	原本：広東省公安機關涉案財物管理実施細則(試行) 和訳：広東省公安機關による案件に関わる財物の管理に関する実施細則(暫定)
調整 対象	広東省 PSB
条文	<p>20 条 公安機關は関連法律の規定により案件に関わる財物を適時に移行・返却・換金・競売・廃棄・国庫上納をしなければならない。……。</p>
検討	押収品処理についての一般的な規定で、処分時期、処分方式に関する内容は特にない。また、知的財産権侵害品の処分に関する内容にも触れていない。

規範性 文件	原本：浙江省公安機關涉案財物管理實施細則(試行) 和訳：浙江省公安機關による案件に關わる財物の管理に関する実施細則(暫定)
調整 対象	浙江省 PSB
条文	32 条 取り上げたまたは没収した案件に關わる物品、持主ない財物および受取者のない物品に対して、情状に応じて処分しなければならない。 (一) 競売・換金・回収可能の物品に対して、県級以上の公安機關の責任者の承認をえて、総務部門より競売機構またはその他経営場所・単位に競売・換金・回収を委託する。取得する収入は国庫へ上納する。……。 (二) 使用価値のないまたは微細な価値がある競売・換金・回収できない物品に対しては、取締部門の責任者の承認をえて、取締部門自ら廃棄・ゴミ処理をする。処置状況は記録し、取得する収入は国庫へ上納する。
検討	押収品処理についての一般的な規定で、処分方式に関する内容は少しあるが、処分時期や知的財産権侵害品の処分に関する内容は特にない。

PSB に關わる法規定はほとんどが一般規定で、処分時期、方法、過程などに関する詳細な内容ではなく、知的財産権侵害品の処分についての内容もない。

5. 財政部門が公布する法制度

財政部門の法令は各行政執法機関に關わる法制度で、ここでは知的財産権侵害品の処分方法に関する内容のみ摘録している。

部門 規章	原本：罰沒財物和追回款物管理弁法 和訳：財政部による没収品と違法財物取戻しの管理に関する方法
調整 対象	全国税関、AIC、PSB など
条文	12 条 税関、工商行政管理機関、物価管理機関および国家経済管理部門が査察により取得した罰金、没収品換金に対して、査察機関より国庫へ上納する。 13 条 公安機關、人民檢察院、人民法院より直接に査察した罰金、没収品換金、……に対して査察機関より国庫へ上納する。
検討	この法令は 1986 年に公布された財政部の部門規章である。全国の行政部門をカバーしている押収品管理と処分の法制度だが、主に収入を国庫へ上納するという角度からの内容で、知的財産権侵害品の処分方法に関する内容はない。

規範性 文件	原本：廣東省行政執法機關没収物品処理暫行方法 和訳：廣東省行政執法機關の没収品処置に関する暫定方法
調整 対象	廣東省の行政機関
条文	8 条

	<p>没収品の処理方式。行政機関は没収品の性質と用途により、以下の方で処理する。</p> <p>.....</p> <p>(六) 使用価値があり、かつ危険性のない模倣品に対して、規定により廃棄しなければならない物品を除いて、政府公共倉庫または行政取締機関が第三方よりサービスを購入し、物品の分解および侵害マークの消除などの技術処理をしてから、財政部門より競売機構に公開競売を委託することが可能である。</p>
検討	価値のある模倣品の処分について、専門業者に分解・侵害マーク除去の作業を依頼することが可能であることを規定している。

規範性 文件	<p>原文：浙江省罰没財物、追回財物と無主財物管理暫行弁法</p> <p>和訳：浙江省没収財物、不法財物の取戻し、持主のない財物の管理に暫定方法</p>
調整 対象	浙江省の行政機関
条文	<p>5条</p> <p>没収品、取戻した違法財物、持主のない物資に対して、性質と用途により、以下の原則にて処理する。</p> <p>.....</p> <p>(八) 使用価値のない粗悪品または規定により廃棄しなければならない模倣品、保管価値のない物品に対して、取締機関より定期的に廃棄する。</p>
検討	廃棄すべき模倣品は行政部門が定期的に廃棄することにのみ言及している。

財政部門が制定した上記の法制度は、主に押収品処分を監督する視点から見たものである。知的財産権侵害押収品の処分に関する詳細な規定はほとんどない。

6. 税関関連の法制度

行政 法規	中華人民共和国知的財産権海關保護条例
調整 対象	全国の税関
条文	<p>27条</p> <p>差押えられた権利侵害疑義貨物が、税関の調査を経たのち知的財産権を侵害していると認められた場合には、税関はこれを没収する。</p> <p>税関は知的財産権侵害貨物を没収した後、知的財産権侵害貨物の関連状況を書面により知的財産権の権利者に通知しなければならない。</p> <p>没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に用いることができる場合には、税関はこれを関連の公益機構に交付し社会公益事業に用いなければならない。知的財産権の権利者に購入意欲がある場合には、税関は有償で知的財産権の権利者に譲渡することができる。没収された知的財産権侵害貨物を社会公益事業に用いる方法がなくかつ知的財産権の権利者に購入意思がない場合には、税関は権利侵害の特徴を消除したのち法により競売に付すことができる。ただし偽造商標が付された輸入貨物については特殊な状況を除き、単に貨物上の商標標識を除去するだけでは同貨物の商業ルートに投入することを認めてはならない。権利侵害の特徴を削除する方法がない場合には、税関はそれを廃棄しなければならない。</p>

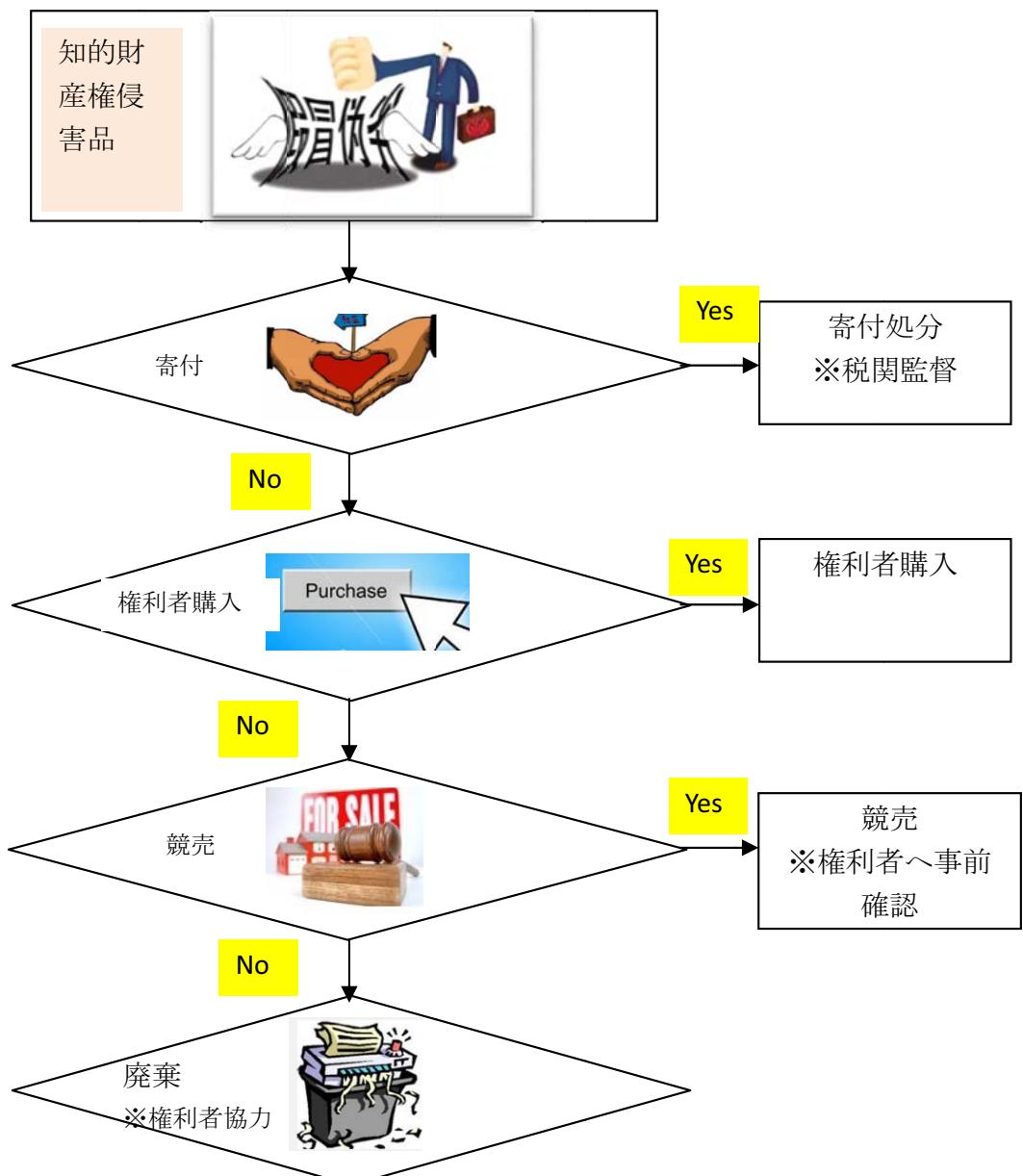
検討	この行政法規は税関が知的財産権侵害品を処分するにあたり、処分方法および優先順位を明示している。				
	処分方法	寄付●	権利者購入●	競売●	廃棄●
	処分方法の優先順位	寄付、権利者購入>競売>廃棄			
	処分時期	特に規定なし			

部門規章	中華人民共和国知的財産権海關保護条例の実施方法
調整対象	全国の税関
条文	<p>33 条 海關は没収された知的財産権侵害貨物を、下記の規定に基づき処理しなければならない。</p> <p>(一) 没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に直接使用できる、又は知的財産権の権利者に買取意思のある場合には、税關はこれを社会公益事業に供するため公益機構に交付し、又は知的財産権の権利者に有償譲渡する。</p> <p>(二) 没収された知的財産権侵害貨物が (一) の規定に基づく処分ができない、且つ権利侵害の特徴を削除することができる場合には、権利侵害の特徴を削除したのち法により競売に付す。競売金は国庫に納入する。</p> <p>(三) 没収された知的財産権侵害貨物が (一) (二) の規定に基づく処分ができない場合には、これを廃棄しなければならない。</p> <p>海關が知的財産権侵害貨物を廃棄する際、知的財産権の権利者は必要な協力を提供しなければならない。海關に没収された知的財産権侵害貨物を公益機関が社会公益事業に使用する場合、及び海關による知的財産権侵害貨物の廃棄に知的財産権の権利者が協力する場合には、海關は必要な監督を行わなければならない。</p>
検討	知的財産権海關保護条例の 27 条の補足として、中華人民共和国知的財産権海關保護条例の実施方法 33 条も知的財産権侵害品の処分を規定している。主な主旨は 27 条と同じだが、以下の内容を補足している。 a. 競売する場合は権利者の意見を確認すること b. 廃棄する場合は権利者が協力すべきであること c. 寄付する場合は税關が監督すること

規範性文件	税關総署公告 2007 年第 16 号 没収された権利侵害貨物の競売について
調整対象	全国税關
条文	『中華人民共和国知的財産権海關保護条例』(以下「条例」と略す) 27 条の規定によると、没収された知的財産権の侵害貨物(以下:権利侵害貨物)が、社会公益事業に用いる方法がなく、且つ知的財産権の権利者に購入意思が無い場合には、税關は権利侵害の特徴を削除した後、法により競売に付すことができる。税關の権利侵害貨物の競売業務に規範化し、海關によるエンフォースメントの透明度を高め、知的財産権の権利者の利益を保障するため、関連事項について以下の通り公告する:

	<p>一、海關が没収された権利侵害貨物を競売する場合、厳格に「条例」27条の規定により、当該貨物及び包装における権利侵害の特徴を完全に削除しなければならない。権利侵害商標、著作権、專利権、及びその他の知的財産権を侵害している特徴を全部含む。権利侵害の特徴を削除できない限り必ず廃棄し、競売してはならない。</p> <p>二、海關は没収物品を競売する場合、権利者の意見を求めなければならない。</p>
検討	<p>上記海關保護条例27条は競売について以下の点を補足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 競売する場合、侵害マークを完全に除去すること ② 競売する場合、事前に権利者の意見を確認すること

前述のとおり、税關は知的財産権侵害品の処分に関する体系的な法制度を有している。それら法令が処分方法また処分方法の優先順位を明確にしている。その内容を図式すると以下のとおり。



四、知的財産権侵害品処分に関する権利者の権利と義務

ここでは、知的財産権侵害品の処分に関する権利者の法制度上の権利と義務について考えてみたい。

1. 権利者の権利

知的財産権侵害品の処分にあたって、多くの権利者は「知る権利」（中国語「知情権」）を主張する。すなわち、何が、いつ、どのような方法で処分されるかの情報開示を望んでいる。

前掲の法令の中に、税関の法令は押収品を競売する際、権利者に知らせる必要があると規定しているが、それ以外の法令には被害権利者への連絡には言及していない。それは、侵害品が一旦取締機関に押収されればそれらは国家の財産となり、国家の財産を処分することは他人に知らせる義務はなく、被害権利者に連絡する必要はないという理由からだと思われる。

競売の際に税関はなぜ権利者に連絡しなければならないことになったのか。中国のWTO加盟後の2007年4月から2009年1月のあいだに、米中間において知的財産権に関する紛争が起きた。その際、中国がTRIPS協定46条の要件を充足するため、税関総署は2009年3月、183号総署令を公布し、知的財産権海關保護条例の実施方法にこの内容を追加したとされている。

中国の現在の法制度では知的財産権侵害品の処分にあたり、被害権利者の知る権利が認められる可能性は極めて少ない。これについては後継の取締機関へのアンケート調査からわかる。法制度上の規定がないことから、取締機関の自由裁量になっており、連絡するかもしれないのも自由である。そのため、権利者が取締機関に対し押収品の処分に関する情報の開示を求めた場合、応じてもらえることもあるが、そうでないこともある。

2. 権利者の義務

前述のとおり、侵害品が一旦取締機関に押収されると国家の財産となり、国家の財産処分を他人に知らせる義務はないから、被害権利者の知る権利が認められることは稀である。一方、取締機関が侵害品を処分するにあたり、権利者にはどのような義務の履行が求められるか。結論からいうと、権利と同様に義務も少ない。

中華人民共和国知的財産権海關保護条例の実施方法33条は、「海關が知的財産権侵害貨物を廃棄する際、知的財産権の権利者は必要な協力を提供しなければならない」という規定があり、権利者としての義務は明確に定められている。しかし、その他の法制度には権利者の義務に関する規定はない。安徽省工商行政管理機關による行政案件押収品管理に関する方法13条は、「上記条件に適合する少量な物品は被害権利者企業より回収することも可能である」と規定する。しかし、この方式を採用する場合、被害権利者はどのような協力を提供しなければならないか（例えば、購入意思の有無を返答すること）明らかではない。

なお、押収品の処分に膨大な費用がかかるということで、筆者は取締機関より協力要請の連絡を受けた経験がある。しかし、それは法制度の規定に基づいたものではなく、あくまでも取締機関の判断であった。権利者として、それを義務として必ず応じなければならないわけではない。

五、中国における知的財産権侵害品処分に関する法制度の特徴

法制度の調査から、以下の特徴があることがわかった。

1. 国内全域を対象とした法制度の欠缺

知的財産権侵害品の処分に関し国内全域を対象とした法令はなく、完全なシステムを形成していないのが現状である。商標法などの法律には若干の規定があるが、十分とはいえない。また、部門規章、地方政府規章およびその他規範性文件にはより詳細な内容が規定されているが、ほとんどは知的財産権以外の押収品処分に関する条文と並列的に記載されており、知的財産権侵害品の処分の特殊性は体現されていない。例えば、市場への再流通を防止するための規定は極めて少ない。

そこで、以下の立法視点から現状を改善すべきかと思われる。

① 知的財産権関連の法律に知的財産権侵害押収品処分に関する条文の追加

商標法、製品品質法など、取締機関が取締の根拠としている法律に、知的財産権侵害押収品処分に関する大原則・大前提を追加する。大原則・大前提としては、以下の点が考えられる。

- 市場への再流通防止の原則
- 処分方法の大区分（廃棄、競売、寄付、権利者購入、その他）
- 市場に再流通の可能性がある処分方法（競売、寄付）に対する注意点
- 権利者への情報開示の義務付け

② 知的財産権押収品処分に関する行政法規の制定

法律改正を促すことが難しいのであれば、税関法令のように、国務院が行政法規を制定することで、知的財産権侵害品処分に関する統一性のある法令の制定を進めることも考えられる。

いずれの方法も部門規章、地方政府規章およびその他規範性文件に依存している現状を改善し、地方の取締機関の自由裁量権をコントロールし、権利者の懸念を打ち消すことが目的である。

2. 執行現場での自由裁量が大きいこと

法制度の調査から、取締機関による押収品処分の自由裁量の範囲が大きいことがわかる。処分方法については特に、取締機関の責任者の承認を得ればよいという内容を規定している法令がほとんどである。なお、江蘇省、広東省の法令には財政部門の監督役割が規定されているが、それはあくまでも押収品処分時に取得する収入は国庫に上納するべきとする視点からの内容であり、押収品処分方法などについては触れていない。そこで、取締機関が押収品に対する処分の自由裁量の範囲が依然大きいと判断できる。それを根本的に改善するためには、前述1と同様、やはり法令の制定から着手すべきと考えられる。

3. 地域の不均衡

浙江省TSBの法令に、知的財産権侵害品が再び市場に流通した場合は取締機関の責任者の責任を問うという内容があった。その一方、国家TSBの部門規章を含めその他法令にはそのようなものはなかった。それは、浙江省TSBの先進性が伺える一方、地域ごとの不均衡の現れともいえる。また、処分方法の優先順位、処分過程などにも地域ごとの差異がある。その結果、権利者としては取締機関ごとに異なる対応を取らなければならないことになってしまう。したがって、知的財産権を保護するための難易度が高くなってしまう。それを改善するためには、前述1と同様、やはり法改正が必要と考えられる。

第二章 知的財産権侵害品処分の現状に関するアンケート調査

一、調査趣旨

これまでの検討から、知的財産権侵害品処分に関する法制度は完備しているとはいえないが、関連する制度があることがわかった。その一方、これらの運用状況がわらないのが現状である。既存制度の運用状況を調査するため、中国の取締機関に対し、アンケート調査を実施することになった。

二、調査内容

今回のアンケート調査は以下アンケート用紙の項目を想定し、調査を実施した。

押収品処理についてのアンケート													
当局名 _____	記入日 _____												
1. 貴機関における押収品の各処理方法の占めるおよその比率を教えて下さい。 （ ） %													
<table border="1"><tr><td>A. 案件ごと廃棄</td><td>(比率:) %</td></tr><tr><td>B. 集中廃棄</td><td>(比率:) %</td></tr><tr><td>C. 案件ごと競売</td><td>(比率:) %</td></tr><tr><td>D. 集中競売</td><td>(比率:) %</td></tr><tr><td>E. 寄付</td><td>(比率:) %</td></tr><tr><td>F. その他 _____</td><td>(比率:) %</td></tr></table>		A. 案件ごと廃棄	(比率:) %	B. 集中廃棄	(比率:) %	C. 案件ごと競売	(比率:) %	D. 集中競売	(比率:) %	E. 寄付	(比率:) %	F. その他 _____	(比率:) %
A. 案件ごと廃棄	(比率:) %												
B. 集中廃棄	(比率:) %												
C. 案件ごと競売	(比率:) %												
D. 集中競売	(比率:) %												
E. 寄付	(比率:) %												
F. その他 _____	(比率:) %												
2. 案件ごと廃棄の場合、平均で処罰決定後何ヶ月で廃棄しますか。 （ ） %													
<table border="1"><tr><td>A. 3ヶ月以内</td></tr><tr><td>B. 3~6ヶ月以内</td></tr><tr><td>C. 6ヶ月~1年以内</td></tr><tr><td>D. 1年以上</td></tr></table>		A. 3ヶ月以内	B. 3~6ヶ月以内	C. 6ヶ月~1年以内	D. 1年以上								
A. 3ヶ月以内													
B. 3~6ヶ月以内													
C. 6ヶ月~1年以内													
D. 1年以上													
3. 集中廃棄の場合、平均で処罰決定後何ヶ月で廃棄しますか。 （ ） %													
<table border="1"><tr><td>A. 3ヶ月以内</td></tr><tr><td>B. 3~6ヶ月以内</td></tr><tr><td>C. 6ヶ月~1年以内</td></tr><tr><td>D. 1年以上</td></tr></table>		A. 3ヶ月以内	B. 3~6ヶ月以内	C. 6ヶ月~1年以内	D. 1年以上								
A. 3ヶ月以内													
B. 3~6ヶ月以内													
C. 6ヶ月~1年以内													
D. 1年以上													
4. 商品分野別の廃棄処分の方法は何ですか。 (例)燃やす／潰す／分解する／埋め立てる／ロゴ消去後本体を業者に返却する／…													
<table border="1"><thead><tr><th>商品分野</th><th>廃棄方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>自動車部品</td><td>()</td></tr><tr><td>二輪車部品</td><td>()</td></tr><tr><td>汎用品(発動機、発電機)</td><td>()</td></tr><tr><td>服装</td><td>()</td></tr><tr><td>電子製品</td><td>()</td></tr></tbody></table>		商品分野	廃棄方法	自動車部品	()	二輪車部品	()	汎用品(発動機、発電機)	()	服装	()	電子製品	()
商品分野	廃棄方法												
自動車部品	()												
二輪車部品	()												
汎用品(発動機、発電機)	()												
服装	()												
電子製品	()												

5. 押収品の処理を事前に権利者に連絡しますか。.. ..	A. 連絡する (比率: ..) B. 連絡しない (比率: ..) C. 権利者の要望があれば連絡する D. その他 _____.
6. 押収品の処理を事後に権利者に連絡しますか。.. (..) ..	E. 連絡する (比率: ..) F. 連絡しない (比率: ..) G. 権利者の要望があれば連絡する H. その他 _____.
7. 権利者が廃棄処分の写真を申請することが可能ですか。.. (..) ..	A. 可能.. B. 不可.. C. その他 _____.
8. 権利者から押収品の処理について販機関に問い合わせすることは可能でしょうか。.. (..) ..	A. 可能.. B. 不可.. C. その他 _____.
9. 可能の場合、問合せ先の部署名と電話番号を教えて下さい。.. ..	
部署名 電話番号	
10. 押収品の処理について権利者側への要望をお聞かせください。..	

【用語説明】

1. 集中廃棄

取締機関(AIC、TSB、PSB、税関、その他取締機関など)が没収品を集めて統一廃棄すること。特に3月15日(消費者権益保護の日)にイベントとして行うことが多い。

2. 集中競売

取締機関が競売に付すこととした没収品を集め、競売機構に委託し競売すること。税関のウェブサイトに集中競売の公告が掲載されていることが多い。

上記質問を大項目で分類すると、以下のとおりになる。

質問番号	質問詳細	質問区分
1	貴機関における押収品の各処理方法の占めるおおよその比率を教えて下さい。	押収品の処分方法
2	案件ごと処分の場合、平均で処罰決定後何ヶ月で処分しますか。	押収品の処分時期
3	集中処分の場合、平均で処罰決定後何ヶ月で処分しますか。	
4	商品分野別で廃棄処分の方法は区別しますか。	廃棄処分の方法
5	押収品の処理を事前に権利者に連絡しますか。	
6	押収品の処理を事後に権利者に連絡しますか。	
7	権利者が処分の写真を申請することが可能ですか。	権利者の知情権 (知る権利)
8	権利者から押収品の処理について貴機関に問合せすることは可能でしょうか。	
10	押収品の処理について権利者側への要望をお聞かせください。	権利者側への要望

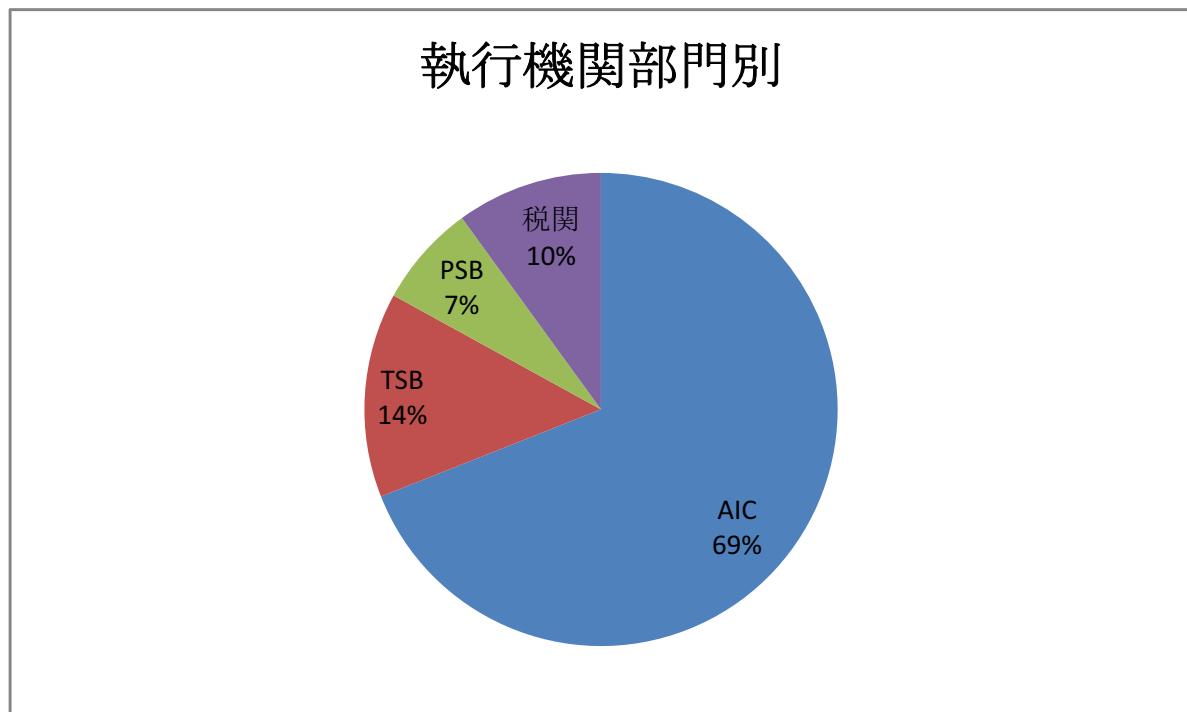
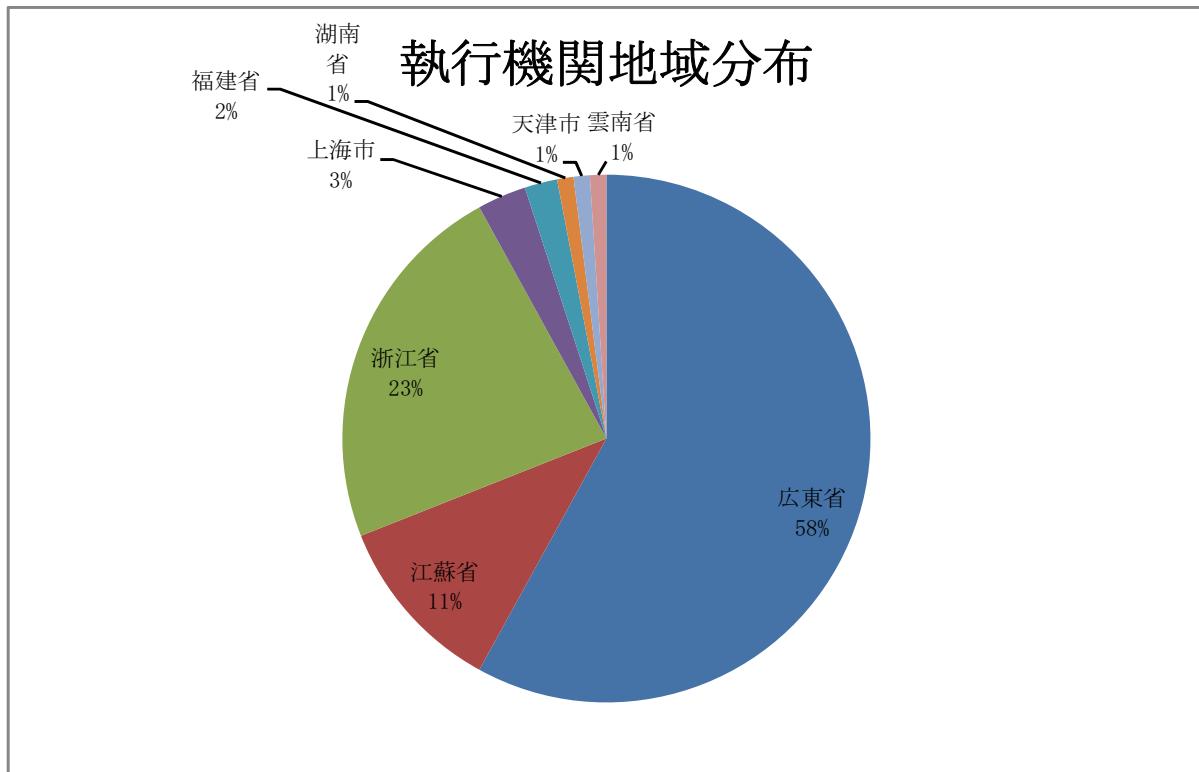
三、調査方法

今回のアンケート調査は主に電話調査を想定していたが、訪問調査が効果的と判断された取締機関へは訪問調査を実施した。

四、調査範囲

アンケート調査は模倣品の販売店や工場が集中している広東省、浙江省、江蘇省の AIC と TSB を主要対象とし、模倣品案件が比較的多発している地域の PSB と税関も調査対象に加え、計 100 ヶ所の取締機関への調査を実施した。アンケート調査を実施した取締機関数は以下のとおり。

取締機関	広東省	江蘇省	浙江省	上海市	福建省	湖南省	天津市	雲南省	総計
AIC	51	7	11						69
TSB	1	4	9						14
PSB	2		1	2	1	1			7
税関	4		2	1	1		1	1	10
総計	58	11	23	3	2	1	1	1	100



アンケート調査を実施した取締機関の詳細は以下のとおり。

取締機関一覧

アンケート 実施方法	番号	執行 部門	執行機関	所在地・ 省	所在地・ 市
訪問調査	1	広東 AIC	佛山市順徳区市場安全監管局	広東省	佛山市
	2	広東 AIC	広州市工商行政管理局白云分局経検大隊	広東省	広州市
	3	広東 AIC	広州市工商行政管理局白云分局同和工商所	広東省	広州市
	4	広東 AIC	広州市工商行政管理局経済検査分局	広東省	広州市
	5	広東 AIC	広州市工商行政管理局白雲分局	広東省	広州市
	6	広東 AIC	広州市工商行政管理局越秀分局	広東省	広州市
	7	広東 AIC	広州市工商行政管理局从化分局	広東省	広州市
	8	広東 AIC	広州市工商局専業市場管理分局	広東省	広州市
	9	広東 AIC	広州市工商行政管理局	広東省	広州市
	10	広東 AIC	汕頭市龍湖区工商行政管理局	広東省	汕頭市
	11	広東 AIC	陽江市工商行政管理局	広東省	陽江市
	12	広東 AIC	陽春市工商局	広東省	陽春市
	13	広東 AIC	陽西県工商行政管理局	広東省	陽西県
	14	広東 AIC	深セン市市場監督管理局	広東省	深セン市
	15	広東 AIC	深セン市市場監督管理局福田分局	広東省	深セン市
	16	広東 AIC	深セン市市場監督管理局宝安分局	広東省	深セン市
	17	広東 AIC	深セン市市場監督管理局塩田分局	広東省	深セン市
	18	広東 AIC	深セン市市場監督管理局龍岡分局	広東省	深セン市
	19	広東 AIC	中山市工商行政管理局石岐分局	広東省	中山市
	20	広東 AIC	中山工商局	広東省	中山市
	21	江蘇 AIC	無錫市錫山区工商行政管理局	江蘇省	無錫市
	22	江蘇 TSB	鎮江市丹陽質量技術監督局	江蘇省	鎮江市
	23	浙江 AIC	金華市工商行政管理局婺城分局	浙江省	金華市
	24	浙江 AIC	寧波市工商行政管理局慈溪分局	浙江省	寧波市
	25	浙江 AIC	瑞安市工商局経済検査大隊	浙江省	瑞安市
	26	浙江 TSB	瑞安市質量技術監督局督察隊	浙江省	瑞安市
	27	浙江 TSB	瑞安市質量技術監督局安陽質檢所	浙江省	瑞安市

アンケート 実施方法	番号	執行 部門	執行機関	所在地・ 省	所在地・ 市
電話調査	1	広東 AIC	仏山市順徳区市場安全管理局容桂分局	広東省	仏山市
	2	広東 AIC	仏山市禪城区市工商行政管理局	広東省	仏山市
	3	広東 AIC	仏山市禪城区市工商行政管理局環市分局	広東省	仏山市
	4	広東 AIC	仏山市南海区工商行政管理局	広東省	仏山市
	5	広東 AIC	広州市工商局白云分局黄石工商所	広東省	広州市
	6	広東 AIC	鶴山市工商行政管理局	広東省	鶴山市
	7	広東 AIC	江門市工商行政管理局蓬江分局	広東省	江門市
	8	広東 AIC	連山壮族瑶族自治県工商局	広東省	連山
	9	広東 AIC	茂名市工商行政管理局	広東省	茂名市
	10	広東 AIC	陽東県工商行政管理局	広東省	陽東県
	11	広東 AIC	陽江市工商行政管理局海陵分局	広東省	陽江市
	12	広東 AIC	陽江市工商行政管理局江城分局	広東省	陽江市
	13	広東 AIC	郁南県工商行政管理局	広東省	郁南県
	14	広東 AIC	潮州市工商行政管理局	広東省	潮州市
	15	広東 AIC	東莞市工商行政管理局大朗分局	広東省	東莞市
	16	広東 AIC	東莞市工商行政管理局寮步分局	広東省	東莞市
	17	広東 AIC	高州市工商行政管理局	広東省	高州市
	18	広東 AIC	深セン市市場監督管理局光明新区分局	広東省	深セン市
	19	広東 AIC	深セン市市場監督管理局羅湖分局	広東省	深セン市
	20	広東 AIC	中山市工商行政管理局南区分局	広東省	中山市
	21	広東 AIC	徳慶県工商行政管理局	広東省	徳慶県
	22	広東 AIC	雲浮市工商局云城分局	広東省	雲浮市
	23	広東 AIC	雲浮市工商行政管理局	広東省	雲浮市
	24	広東 AIC	開平市工商行政管理局	広東省	開平市
	25	広東 AIC	信宜市工商行政管理局	広東省	信宜市
	26	広東 AIC	肇慶市工商行政管理局端州分局	広東省	肇慶市

27	広東 AIC	清新県工商行政管理局	広東省	清新県
28	広東 AIC	清遠市工商行政管理局清城分局	広東省	清遠市
29	広東 AIC	清遠市工商行政管理局	広東省	清遠市
30	広東 AIC	清遠市陽山県工商局	広東省	清遠市
31	広東 AIC	珠海市工商行政管理局	広東省	珠海市
32	広東 TSB	清遠市質量技術監督局	広東省	清遠市
33	江蘇 AIC	常州市工商行政管理局高新区（新北）分局	江蘇省	常州市
34	江蘇 AIC	南京市工商局栖霞分局	江蘇省	南京市
35	江蘇 AIC	南京市工商行政管理局玄武分局	江蘇省	南京市
36	江蘇 AIC	南通市工商行政管理局港闸分局	江蘇省	南通市
37	江蘇 AIC	無錫市工商行政管理局新区分局	江蘇省	無錫市
38	江蘇 AIC	無錫市錫山工商行政管理局安鎮分局	江蘇省	無錫市
39	江蘇 TSB	常州市質量技術監督局稽查二大隊	江蘇省	常州市

アンケート 実施方法	番号	執行部門	執行機関	所在地・ 省	所在地・ 市
電話調査	40	江蘇 TSB	江蘇省質量技術監督局	江蘇省	南京市
	41	江蘇 TSB	常州市質量技術監督局新北分局	江蘇省	常州市
	42	浙江 AIC	衢州市工商行政管理局	浙江省	衢州市
	43	浙江 AIC	金清鎮工商行政管理局	浙江省	金清鎮
	44	浙江 AIC	龍泉市工商局經濟検査大隊	浙江省	龍泉市
	45	浙江 AIC	温州甌海区巨溪鎮工商所	浙江省	温州市
	46	浙江 AIC	台州市工商行政管理局	浙江省	台州市
	47	浙江 AIC	永康市工商行政管理局	浙江省	永康市
	48	浙江 AIC	瑞安市工商行政管理局塘下分局	浙江省	瑞安市
	49	浙江 AIC	杭州市工商行政管理局江干分局	浙江省	杭州市
	50	浙江 TSB	麗水市質量技術監督局	浙江省	麗水市
	51	浙江 TSB	瑞安市質量技術監督局塘下分局	浙江省	瑞安市
	52	浙江 TSB	樂清市質量技術監督局	浙江省	樂清市
	53	浙江 TSB	溫州市質量技術監督局	浙江省	温州市
電話調査	54	浙江 TSB	慈溪市質量技術監督局	浙江省	慈溪市
	55	浙江 TSB	平陽県質量技術監督局	浙江省	平陽県
	56	浙江 TSB	浙江省質量技術監督局	浙江省	杭州市
	57	PSB	上海市公安局閔行分局經濟犯罪偵查大隊	上海市	上海市
	58	PSB	上海市公安局徐匯分局經濟犯罪偵查大隊	上海市	上海市
	59	PSB	莆田市公安局涵江分局經濟犯罪偵查大隊	福建省	莆田市
	60	PSB	廣州市公安局天河分局經濟犯罪偵查大隊	廣東省	廣州市
	61	PSB	義烏市公安局經濟犯罪偵查大隊	浙江省	義烏市
	62	PSB	仏山市公安局	廣東省	仏山市
	63	PSB	益陽市公安局經濟犯罪搜查大隊	湖南省	益陽市
	64	税關	寧波税關	浙江省	寧波市
	65	税關	上海外港税關	上海市	上海市
	66	税關	杭州税關	浙江省	杭州市
	67	税關	廣州黃埔税關	廣東省	廣州市
	68	税關	天津税關	天津市	天津市
	69	税關	珠海拱北税關	廣東省	珠海市
	70	税關	昆明税關	雲南省	昆明市
	71	税關	アモイ税關	福建省	アモイ
	72	税關	深セン大鵬税關	廣東省	深セン市
	73	税關	廣州税關	廣東省	廣州市

アンケートの回収率

取締機関	アンケート実施件数	アンケート回収件数	回収率
AIC	69	65	94%
TSB	14	14	100%
PSB	7	7	100%
税関	10	9	90%
総計	100	95	95%

アンケートを実施した結果、AIC4 件、税関 1 件は取締機関の担当者に答えてもらえたかった。この 5 件はアンケート回収失敗とする。

五、取締機関の各質問への回答詳細

1. 各質問の回答状況

質問区分	AIC 回収数	TSB 回収数	PSB 回収数	税関 回収数	合計
1. 押収品の処分方法	65	14	7	9	100
2. 押収品の処分時期 案件ごと処分・集中処分の場合、 平均で処罰決定後何ヶ月で処分	65	14	1	9	100
3. 廃棄処分方法	65	14	7	9	100
4. 権利者の知情権(知る権利) 押収品の処理を事前・事後に権利 者に連絡か 権利者が廃棄処分の写真を申請 することが可能か 権利者から押収品の処理につい て問合せすることは可能か	65	14	7	9	100
5. 権利者側への要望	46	5	7	2	60

2. 「押収品の処分方法」に関する回答結果

AIC の回答結果

質問	AIC 回収数	回答結果		
		内容		件数
押収品の処分方法	65	廃棄✓		50
		廃棄✓	競売✓	14
		廃棄✓	競売✓	寄付✓

回答を回収した 65 件のうち、50 件は「廃棄」、14 件は「廃棄+競売」、1 件は「廃棄+競売+寄付」であった。AIC では、廃棄処分は圧倒的に多い。

TSB の回答結果

質問	TSB 回収数	回答結果		
		内容		件数
押収品の処分方法	14	廃棄✓		7
		廃棄✓	競売✓	7

回答を回収した 14 件のうち、7 件は「廃棄」、7 件は「廃棄+競売」であった。TSB では、廃棄処分と競売は同時に行われている傾向がある。

PSB の回答結果

質問	PSB 回収数	回答結果		
		内容		件数
押収品の処分方法	7	廃棄✓		7

回答を回収した 7 件全部「廃棄」。

税関の回答結果

質問	税関 回収数	回答結果			
		内容			件数
押収品の処分方法	9	廃棄✓	寄付✓		6
		廃棄✓	寄付✓	競売✓	1
		廃棄✓	寄付✓	競売✓	権利者購入✓

回答を回収した 9 件のうち、6 件は「廃棄+寄付」、1 件は「廃棄+寄付+競売」、2 件は「廃棄+寄付+競売+権利者購入」。税関では処分方法が多様化している模様である。

上記の回答結果に基づき、各処分方法に点数を付けると、以下のとおりになる。

処分方法	AIC	TSB	PSB	税関	点数合計	比率
 廃棄	65 点	14 点	7 点	9 点	100 点	73%
 競売	15 点	7 点	0 点	3 点	25 点	18%
 寄付	1 点	0 点	0 点	9 点	10 点	7%
 権利者購入	0 点	0 点	0 点	2 点	2 点	2%

上記の表から、処分方法の採用頻度において以下の特徴を伺える。

■ 廃棄……採用率がもっとも高い

■ 競売……採用率がやや高い

■ 寄付と権利者購入……ほとんど税関が採用

また、取締機関別で見れば、以下の特徴が伺える。

■ AIC・TSB・PSB……廃棄と競売に集中

■ 税関……処分方法多様化

3. 「押収品の処分時期」に関する回答結果

まず、押収品の処分時期を理解するため、法制度の規定から侵害当事者の救済期限について説明する。

中国の現行法制度によると、侵害当事者が行政処罰に不服を申立てる場合、救済手段として行政復議の申立てと行政訴訟の提起というふたつの方法がある。

行政復議法 9 条は行政復議申立ての期限を行政処罰受領後 60 日と規定している。60 日を超える日数を規定している法律がある場合は、その規定に従う。

行政訴訟法 39 条によると、行政訴訟提起の期限は行政処罰受領後 3 ヶ月間である。ただし、法律に特別な規定がある場合はその規定に従う。

ここでの法律の特別な規定というのは、処罰を下す根拠となる法律の意味である。例えば、商標法に基づいて行政処罰を下す場合、救済期限について特別な規定が商標法にあれば商標法の特別な規定となる。そこで、商標法は行政訴訟提起の期限を 15 日と規定しているので、AIC の処罰に対する行政訴訟提起の期限は 3 ヶ月ではなく 15 日になる。

行政復議法 9 条

公民、法人その他組織は具体的行政行為が権利利益を侵害したと認めるられ場合は、当該具体的行政行為のあったことを知った日から 60 日以内に行政復議の申立てを提出することができる。ただし、法律に規定する申請期間が 60 日を超える場合を除く。

行政訴訟法 39 条

公民、法人その他組織が直接、人民法院に訴えを提起する場合、当該具体的行政行為のあったことを知った日から三ヶ月以内に行わなければならない。ただし、法律に別な規定がある場合を除く。

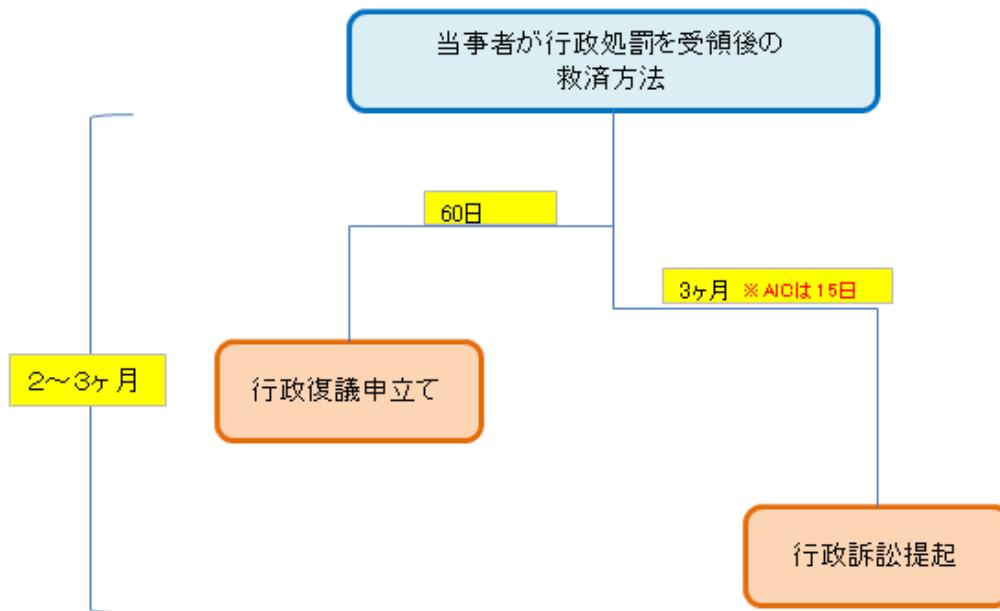
商標法 53 条（抜粋）

当事者が処理に不服があるときは、処理通知を受け取った日から 15 日以内に中華人民共和国訴訟法により、人民法院に訴えを提起することができる。

行政復議法、行政訴訟法およびその他取締機関が執行根拠となる法律において、当事者が取締機関より下された行政処罰に対して不服を申立てる場合の救済期限は以下のとおり。

行政処罰を下す取締機関	行政復議申立て期限	行政訴訟提起期限
AIC	60 日間	15 日
TSB	60 日間	3 ヶ月
PSB	60 日間	3 ヶ月
税関	60 日間	3 ヶ月

これを図で示すと以下のとおり。



次に、以下に各行政取締機関の回答結果を示す。

第一章の法制度に書いたとおり、行政取締機関の押収品処分は当事者の救済期限が切れたことが前提となっているが、処分完了の期限についての規定はほとんどない。各取締機関から回収した回答も処分期限に関する内容はほとんどなく、処分時期についての内容が多かった。

AIC の回答結果

質問	AIC 回収数	回答結果		
		内容		件数
案件ごと処分か集中処分か	65	集中処分✓		62
		集中処分✓	案件ごと処分✓ ※特殊商品、競売処分	3

回答を回収した 65 件のうち、62 件は「集中処分」、3 件は「集中処分」と「案件ごと処分」両方ともある。集中処分が圧倒的に多い。

質問	AIC 回収数	回答結果		
		内容		件数
処分時期	65	3月 15 日✓	不定期✓	42
		年に 2 回✓		3
		不定期✓		20

3月 15 日(消費者権益保護の日)の日に処分すると回答する AIC が多い。

TSB の回答結果

質問	TSB 回収数	回答結果		
		内容		件数
案件ごと処分か集中処分か	14	<u>集中処分✓</u>		9
		<u>集中処分✓</u>	<u>案件ごと処分✓</u> ※特殊商品、押収品の量が多い場合のみ	5

回答を回収した14件のうち、9件は「集中処分」、5件は「集中処分」+「案件ごと処分」両方。案件ごと処分は押収品が特殊商品である場合また押収品の量が多い場合に限っている。

質問	TSB 回収数	回答結果		
		内容		件数
処分時期	14	<u>3月15日✓</u>	<u>不定期✓</u>	6
		<u>3月15日✓</u>	<u>9月✓</u>	<u>不定期✓</u> ※倉庫在庫状況による

9月は中国「質量の月」となっている。この月に押収品の処分を行うTSBが多い。また、押収品処分は各取締機関共同で行うことも多いので、TSBもAICと連動し3月15日の日に処分することが多い。

PSB の回答結果

質問	PSB 回収数	回答結果	
		内容	件数
案件ごと処分か集中処分か	7	<u>集中処分✓</u>	7

回答を回収した7件すべて「集中処分」。

質問	PSB 回収数	回答結果	
		内容	件数
処分時期	7	<u>不定期✓</u>	7

回答を回収した7件すべて「不定期」。

税関の回答結果

質問	税関 回収数	回答結果	
		内容	件数
案件ごと処分か集中処分か	9	集中処分✓	7
		集中処分✓ 案件ごと処分✓	2

回答を回収した9件のうち、7件は「集中処分」、2件は「集中処分」「+」「案件ごと処分」。

質問	税関 回収数	回答結果		
		内容		件数
処分時期	9	週に1回✓		1
		4月26日✓	不定期✓	8
		4月26日✓	12月4日✓ 不定期✓	1

週に1回と回答したのは寧波税関だった。寧波税関は押収品の量が非常に多いので、週に1回の頻度で処分しているとのことだった。その他税関は4月26日(世界知的財産権の日)や12月4日(法制宣伝の日)や、その他不定期の日に処分している。また、聞き取りにより、税関は以下の要素を考慮し不定期に処分している。

倉庫の在庫状況

同じ処分方法を採用できる押収品の量

最後に、以上の回答結果と法制度の規定に基づき、押収品処分の時期については以下の共通点を示すことができる。

処分前提

- ・侵害当事者の救済期限切れ
- ・基本的に行政処罰を下した後の2～3ヶ月以内

処分完了期限

- ・特に規定なし

集中処分

- ・集中処分が多い
- ・特殊の場合は案件ごとの処分もある

処分時期

- ・3月15日(消費者権益保護の日)、4月26日(世界知的財産権の日)、12月4日(法制宣伝の日)、9月(質量の月)などイベントの日に集中

4. 「廃棄処分方法」に関する回答結果

廃棄処分方法について各行政取締機関に尋ねた結果、商品の特徴により廃棄処分方法は異なるという肯定的な回答はもらえたが、具体的にどの商品がどのような方法で廃棄されるかについての明確な回答は少なかった。第一章に列挙した法制度には廃棄方法に関する規定が少ない上、いずれも一般的な説明で、取締機関への指導効果が薄いと思われる。そこで、実務上は各取締機関の自由裁量に依存していると推定する。実際のアンケート調査も、各取締機関の回答はバラバラで、基準をまとめることはできない。取締機関回答のまとめは以下のとおり。

質問→	商品ごとに廃棄方法は異なるか	具体的な廃棄方法
AIC 回答まとめ	異なる	焼却、分解・破壊・粉碎。自動車部品は分解・コードローラーで潰すことが多い
TSB 回答まとめ	異なる	分解・破壊・粉碎が中心
PSB 回答まとめ	異なる	言及していない
税関 回答まとめ	異なる	専門業者へ廃棄依頼 焼却、分解・破壊・粉碎など

5. 「権利者の知情権」に関する回答結果

AIC の回答結果

質問 ↓	AIC 回収数	回答結果	
		内容	件数
押収品の処理を事前・事後に権利者に連絡するか	65	<u>連絡しない</u> ✓	62
		<u>連絡する</u> ✓ 権利者が事前に要望を提出した場合のみ	2
		<u>連絡する</u> ✓ 寄付処分の場合のみ	1
権利者が処分の写真を請求することは可能か	65	<u>不可</u> ✓	37
		<u>可能</u> ✓	22
		<u>可能</u> ✓ 書面にて申請要	4
		<u>可能</u> ✓ 権利者が廃棄現場に参加であれば	2
権利者から押収品の処理について問合せすることは可能か	65	<u>可能</u> ✓	65

AIC の回答は以下とおりまとめられる。

- ① 押収品処理において、基本的に権利者に連絡しない
- ② 処分時の写真請求は可能と回答した AIC は少なくない。ただし、後述の実案件調査の実践から、写真を請求したがいろいろな理由で提供してくれないことが多く、実際に入手できた件数は少なかった

TSB の回答結果

質問	TSB 回収数	回答結果	
		内容	件数
押収品の処理を事前・事後に権利者に連絡するか	14	<u>連絡しない</u> ✓	9
		<u>連絡する</u> ✓ 権利者が事前に要望を提出した場合のみ	5
権利者が廃棄処分の写真を請求することは可能か	14	<u>可能</u> ✓ 事前に申請要	5
		<u>可能</u> ✓ 権利者が廃棄現場に参加であれば	4
		<u>不可</u> ✓	5
権利者から押収品の処理について問合せすることは可能か	14	<u>可能</u> ✓	14

TSB の回答も AIC とほぼ一致している。

PSB の回答結果

質問	PSB 回収 数	回答結果	
		内容	件数
押収品の処理を事前・事後に権利者に連絡するか	7	<u>連絡しない</u> ✓	7
権利者が廃棄処分の写真を請求することは可能か	7	可能✓ <small>申請要</small>	4
		<u>不可</u>	3
権利者から押収品の処理について問合せすることは可能か	7	<u>可能</u> ✓	7

PSB の回答は以下とおりまとめられる。

- ① 押収品処理を権利者には連絡しない
- ② 条件付きで処分時の写真を請求することは可能である。ただし、実践上もらえるかどうかは微妙である

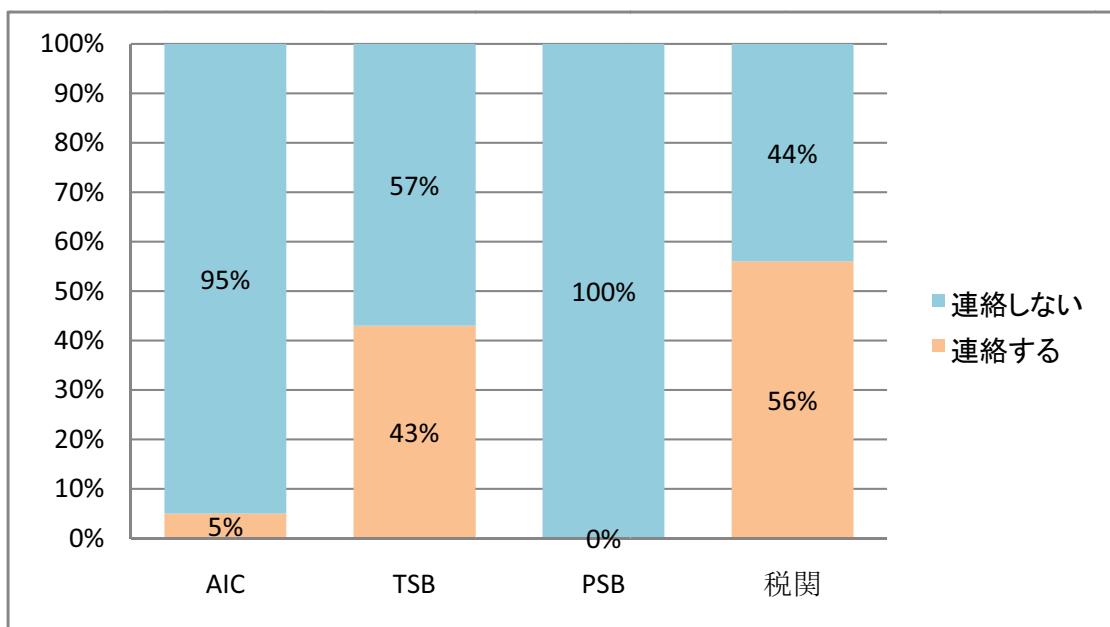
税関の回答結果

質問	税関 回収 数	回答結果	
		内容	件数
押収品の処理を事前・事後に権利者に連絡するか	9	<u>連絡しない</u> ✓	4
		<u>連絡する</u> ✓ <small>権利者事前連絡要</small>	4
		<u>連絡する</u> ✓	1
権利者が廃棄処分の写真を請求することが可能か	9	<u>可能</u> ✓	4
		<u>可能</u> ✓ <small>申請要</small>	4
		<u>不可</u>	1
権利者から押収品の処理について問合せすることは可能か	9	<u>可能</u> ✓	9

税関からの回答も AIC のそれとほぼ一致している。

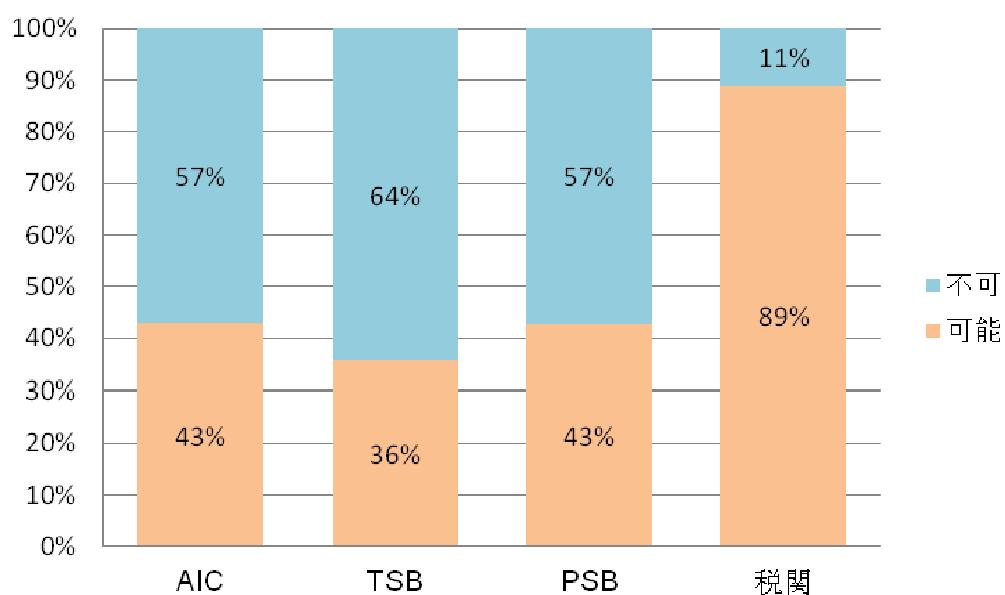
質問別で取締機関の回答まとめ

質問①→ 押収品の処理を事前・事後に権利者に連絡するか					
取締機関 ↓	回答回収件数	<u>連絡する</u>	比率	<u>連絡しない</u>	比率
AIC	65	3	5%	62	95%
TSB	14	5	43%	9	57%
PSB	7	0	0%	7	100%
税関	9	5	56%	4	44%



上記表の「連絡しない」の比率から、押収品の処理を取締機関が進んで事前・事後に権利者に連絡することは少ないという結論に至る。

質問②→	権利者が廃棄処分の写真を請求することは可能か				
	取締機関 ↓	回答回収件数	可能	比率	不可
AIC	65	28	43%	37	57%
TSB	14	5	36%	9	64%
PSB	7	3	43%	4	57%
税関	9	8	89%	1	11%



写真請求について、可能と答えた取締機関は少なくないが、後述の実案件調査の実践から、写真の入手率は極めて低い。

質問③→		権利者から押収品の処理について問合せすることは可能か			
取締機関 ↓	回答回収件数	可能	比率	不可	比率
AIC	65	65	100%	0	0%
TSB	14	14	100%	0	0%
PSB	7	7	100%	0	0%
税関	9	9	100%	0	0%

問合せの可能性については、全部肯定的な回答をもらえた。少なくとも取締機関の案件情報開示の姿勢はうかがえる。

第一章に書いたとおり、税関の法令は押収品競売の際に、権利者に知らせる必要があると規定しているが、それ以外の法令には被害権利者に知らせることには言及していない。アンケート調査の結果も法制度の現状を実証していると言える。

6. 「権利者への要望」に関する回答結果

AIC の回答結果

質問	AIC 回収数	回答結果	
		内容	件数
権利者側への要望	46	鑑定結果を早めに提出してほしい	34
		現場で鑑定してほしい	6
		案件の手がかりを提供してほしい	5
		申立者は執行の権利がないため、レイド現場に参加しないでほしい	1

TSB の回答結果

質問	TSB 回収数	回答結果	
		内容	件数
権利者側への要望	5	鑑定結果を早めに提出してほしい	2
		案件の手がかりを提供してほしい	3

PSB の回答結果

質問	PSB 回収数	回答結果	
		内容	件数
権利者側への要望	7	鑑定結果を早めに提出してほしい	1

税関の回答結果

質問	税関 回収数	回答結果	
		内容	件数
権利者側への要望	2	鑑定結果を早めに提出してほしい	1
		鑑定結果を早めに提出してほしい 連絡先が変更された場合、税関システム のメンテナンスをしてほしい	1

AIC、TSB、PSB、税関からの回答は一致している。すなわち、押収品処分に関する要望は特になく、真贋鑑定のスピード向上を望んでいる。

第三章 一部日系企業関連取締案件における押収品処分の現状調査

一、現状調査

1. 調査目的

法制度調査と取締機関へのアンケート調査以外に、行政取締が実施された知的財産権侵害案件の押収品について、取締機関がすでに処分済か否か、処分済の場合はどのような処分方法を採用したかなどを調査した。その目的は以下の通りである。

- ①押収品処分の現状を把握すること
- ②処分方法・結果を透明化させること
- ③市場での再流通を防止すること

2. 調査範囲

知的財産権利者より提供された 83 案件について調査を行った。それらは下記地域の取締機関に関わっている。

- 広東 AIC
- 江蘇 AIC
- 浙江 AIC
- 広東 TSB
- 江蘇 TSB
- 浙江 TSB

3. 調査結果概要

調査の結果、83 案件のうち、50 案件はすでに処分されたことがわかった。そのうち、80%以上の案件の押収品は廃棄方法で処分された。押収された侵害品が再度市場で流通するという懸念を抱く権利者は多いが、ほとんどが廃棄処分されているので、そのまで再度市場に流出することは少ないと思われる。

なお、調査を通じて押収品処分に関する調査の難易度が高いことがわかった。レイド実施から処分完了までの期間が長く、時間が経つにつれ、案件担当者の異動などの理由で調査可能な情報量と情報の精度が低下してくる。また、今回は聞き取り調査で収集した情報であることから、取得できた情報は必ずしも正確とは限らない。

二、各案件の調査結果まとめ

1. 案件統計

83 案件についての調査方法および関連取締機関は以下のとおりである。

調査方法	案件数						
	広東 AIC	江蘇 AIC	浙江 AIC	広東 TSB	江蘇 TSB	浙江 TSB	合計
電話調査	31	6	8	1	3	7	56
訪問調査	20	1	3	0	1	2	27
合計	51	7	11	1	4	9	83

各案件の回答取得の状況は以下のとおりである。うち、61 案件についての回答は取得できたが、22 案件については取得できなかった。回答できなかった分はほとんどが広東省の AIC に関するものであった。

調査結果	広東 AIC	江蘇 AIC	浙江 AIC	広東 TSB	江蘇 TSB	浙江 TSB	合計
回答取得できた	31	7	11	0	4	8	61
回答取得できなかった	20	0	0	1	0	1	22
合計	51	7	11	1	4	9	83

22 案件についての回答が取得できなかった理由は以下の 5 つがある。

原因	案件数
1. 取締担当者が押収品の処分情報について把握していない	14
2. 案件を公安に移行され、取締担当者が処分情報について把握していない	4
3. 押収品がなかった(看板の取締、サンプルのみ取得)	2
4. 取締担当者と連絡が取れなかった	1
5. 取締機関にて案件の存在を確認できなかった	1
合計	22

2. 各質問の回答結果

61 案件についての回答を取得できた。そのうち、各質問に対する回答状況は以下のとおりである。50 案件は処分済であったが、11 案件は未処分であった。

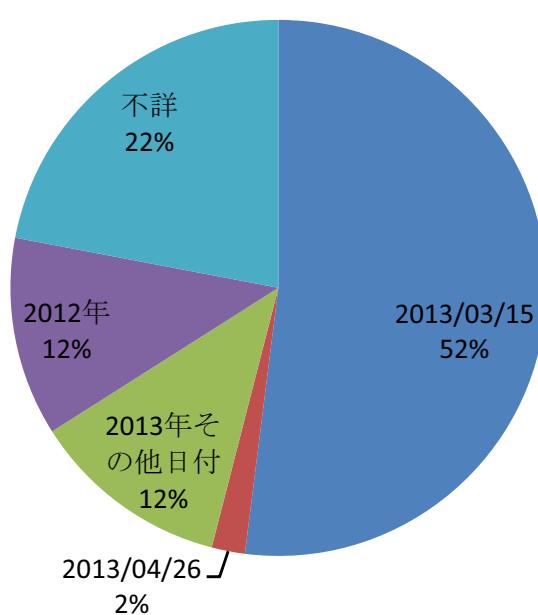
質問 1	回答結果	案件数
この案件の押収品は処分済であるかどうか	処分済	50
	未処分	11

質問 2

処分済であれば、いつ処分したか、未処分の場合、処分予定はいつか

回答結果(処分済の 50 案件)

処分時期	案件数	比率
2013/3/15	26	52%
2013/4/26	1	2%
2013 年その他日付	6	12%
2012 年	6	12%
具体的な処分日不詳	11	22%
合計	50	100%



半分以上の案件が 3 月 15 日に処分されたことがわかった。3 月 15 日は消費者権益保護の日で、この日に押収品処分のイベントが行われることが多い。押収品処分の目的以外に、公衆啓蒙および取締機関実績アピールにも繋がるからである。

回答結果(未処分の 11 案件)

処分の予定時間についての回答はすべて「不詳」だった。その理由は以下の 2 点が考えられる。

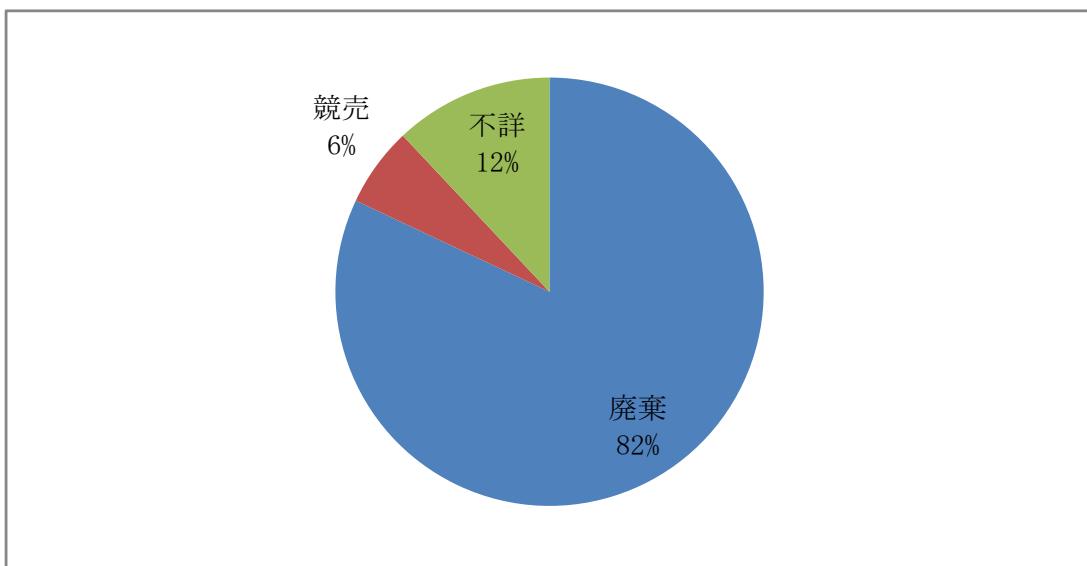
- ① 法制度に押収品処分の完了期限が規定されていないため、取締機関が処分計画を特に立てていない。
- ② 制度に権利者としての知る権利を規定していないため、知らせる義務がない。

質問 3

どんな処分方法を採用したか

回答結果(処分済の 50 案件)

回答結果	案件数	比率
廃棄	41	82%
競売	3	6%
不詳	6	12%



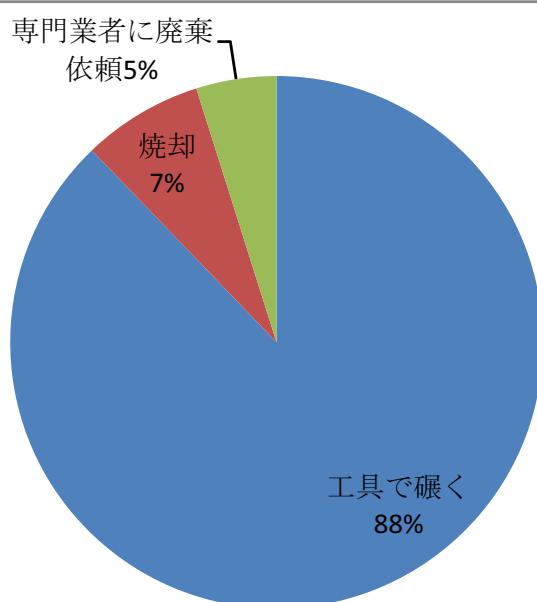
上記図のとおり、処分済の 50 案件の押収品の処分方法のうち、廃棄処分が圧倒的に多かったことがわかる。第一章の法制度調査の結果、押収品処分の方法は廃棄、競売、寄付、権利者購入といった 4 種類あるとわかるが、実際に AIC と PSB が採用しているのは廃棄と競売に集中している。この結論は第二章のアンケート調査結果とも一致している。

質問 4

廃棄処分の場合、どのような方法で廃棄したか

回答結果（廃棄処分された 41 案件のみ）

回答結果	案件数	シェア率
工具（ロードローラーなど）で碾く	36	88%
焼却	3	7%
専門業者に廃棄依頼	2	5%



実案件の調査から、廃棄処分はロードローラーなどで行われることがもつとも多かった。今回の実案件調査は調査実施の都合上、ほとんどが自動車部品の案件について行なわれた。自動車部品は金属製が多いので、破壊するためにはロードローラーなどで碾くことが一番実施しやすいからかと思われる。

質問 5

処分時の写真を送付していただくことは可能か

回答結果（処分済の 50 案件のみ）

回答結果	案件数	シェア率
不可	48	96%
可能	2	4%

送付可能との回答があった 2 案件、ちょうど電話調査日の直近に処分されたので、取締機関に処分時の写真を送付してもらえた。それ以外は、すべて不可の回答だった。

3. レイド実施日から処分日までの期間計算

処分済の 50 案件のうち、明確な処分日を確認できたのは以下の 35 案件である。レイド実施日の早い順で並べ、レイド実施日から処分日までの期間を「6 ヶ月以内」、「6 ヶ月～9 ヶ月」、「9 ヶ月～1 年間」、「1 年間以上」と 4 つの類型で統計すると、以下のとおりになる。

レイド日から処分日までの期間	案件数	比率
6 ヶ月以内	3	9%
6 ヶ月～9 ヶ月	14	40%
9 ヶ月～1 年間	16	46%
1 年間以上	2	6%
合計	35	100%

レイド日から 6 ヶ月～9 ヶ月の期間に処分された案件は 14 件で、40%を占めていて、9 ヶ月～1 年間の期間に処分された案件は 16 件で、46%を占めている。つまり、80%以上の案件の押収品はレイド日から 6 ヶ月～1 年間の間で処分されていることがわかる。また、前述のとおり、処分時期は 3 月 15 日に集中しているということを合わせて考慮すれば、本年に行政取締で押収したものは来年の 3 月 15 日に処分されることが推測できる。そこで、権利者が押収品の処分を確認する場合は、以下の 2 点の時期を活用すれば、確認できる可能性が高くなると思われる。

□ レイド日から6ヶ月経った後に確認

□ 3月15日の直近に確認

4. 今回調査を実施した案件のなかでの代表的事例

常州市〇欣車輛配件工場

案件基本 情報	<p>業者名：常州市〇欣車輛配件工場 住所：江蘇省常州市 レイド日：2012/10/15 押収品：「NISSAN」マフラー侵害品 180 点 「TOYOTA」マフラー侵害品 14 点</p>												
担当行政 機関	江蘇省常州市 TSB												
取締担当 者連絡先	不詳												
行政処罰	罰金 4480 元												
押収品処 分につい ての調査 過程	<table border="1" data-bbox="370 792 1354 1343"> <thead> <tr> <th data-bbox="370 792 528 833">日付</th> <th data-bbox="528 792 735 833">調査方法</th> <th data-bbox="735 792 1354 833">結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="370 833 528 938">2013/9/24</td><td data-bbox="528 833 735 938">ネット調 査</td><td data-bbox="735 833 1354 938">常州市 TSB の電話番号を確認できた。</td></tr> <tr> <td data-bbox="370 938 528 1201">2013/9/24</td><td data-bbox="528 938 735 1201">電話調査</td><td data-bbox="735 938 1354 1201"> 1. 常州市 TSB 稽査二大隊の職員に連絡が取れた(0519-86644×××) 2. 案件を確認できた 3. 専門な業者に依頼し廃棄すると処分方法は決まったが、具体的な処分日付はまだ決まっていない </td></tr> <tr> <td data-bbox="370 1201 528 1343">2013/10/10</td><td data-bbox="528 1201 735 1343">電話調査</td><td data-bbox="735 1201 1354 1343"> 職員に再連絡し、10月9日に処分済と確認できた。 処分時の写真を送付してもらえた。 </td></tr> </tbody> </table>	日付	調査方法	結果	2013/9/24	ネット調 査	常州市 TSB の電話番号を確認できた。	2013/9/24	電話調査	1. 常州市 TSB 稽査二大隊の職員に連絡が取れた(0519-86644×××) 2. 案件を確認できた 3. 専門な業者に依頼し廃棄すると処分方法は決まったが、具体的な処分日付はまだ決まっていない	2013/10/10	電話調査	職員に再連絡し、10月9日に処分済と確認できた。 処分時の写真を送付してもらえた。
日付	調査方法	結果											
2013/9/24	ネット調 査	常州市 TSB の電話番号を確認できた。											
2013/9/24	電話調査	1. 常州市 TSB 稽査二大隊の職員に連絡が取れた(0519-86644×××) 2. 案件を確認できた 3. 専門な業者に依頼し廃棄すると処分方法は決まったが、具体的な処分日付はまだ決まっていない											
2013/10/10	電話調査	職員に再連絡し、10月9日に処分済と確認できた。 処分時の写真を送付してもらえた。											
処分時の 写真	 <p>廃棄方法：機械で碾く（圧力で破壊）</p>												

上記の実例は 83 案件についての押収品処分の調査であり、唯一写真をもらえた案件だった。その理由は以下のとおりと思われる。

- ① 調査の時期が TSB の処分実施日に近かった
- ② TSB の担当者が権利者からの問合せに対応してくれた
- ③ 調査方法が適切であった

5. その他メディアで報道された知的財産権押収品処分の実例・情報

全国範囲で最近報道された知的財産権押収品処分の実例・情報をネット検索した。そのうち、以下の実例をまとめた。その目的は取締機関が知的財産権押収品処分についての最新動向を確認し、取締機関の今後の方向性を探ることにある。

① 上海 TSB が押収品処分の管理システムを導入

情報出典	<p>上海市政府公式サイト http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2315/node18454/u21ai776693.html</p>  <p>市质监局召开罚没物品处置管理系统试点应用专题培训会 (2013年8月6日)</p> <p>为了进一步落实运用“制度加科技”的手段，从源头上规范涉案及罚没物品管理和处置工作，加强廉政执法风险防控，预防渎职犯罪和腐败问题发生，在前期修改完善、现场演示和在线测试的基础上，8月2日，市质监局组织召开罚没物品处置管理系统试点应用专题培训。</p> <p>会上，市质监局针对金质工程执法系统罚没物品系统应用进行了专题培训，并部署了下阶段试运行工作任务。市质监稽查总队以及崇明、松江、普陀区（县）质监局4家试点单位的执法人员和罚没物品处置相关人员16人参加本次培训并通过了现场培训考核。8月6日，罚没物品处置管理系统将正式上线试运行。</p> <p>市质监局监督处、信息中心以及开发公司等部门相关负责人、工作人员参加会议。</p>
報道日	2013 年 8 月 6 日
主な内容	上海市 TSB は押収品処分の管理システムを導入した。上海市 TSB 稽査総隊、崇明 TSB、松江 TSB、普陀 TSB と 4 つの取締機関を試用対象にした。そこで 8 月 2 日、この 4 つの TSB の 16 名のメンバーに対し研修を行った。押収品処分の管理システムを導入する目的は「制度+科技」の手段で、押収品処分の過程での腐敗防止、汚職防止を狙っている。
方向性探求	<p>システムで管理</p> <p>押収品処分の過程で取締機関の腐敗、汚職が発生しやすい。その防止のため、法令以外に、上海市 TSB は管理システムを導入で押収品処分の透明化、データベース化を実現し、さらなる管理を進めている。</p>

②. 江蘇省丹陽市 AIC は環境に配慮したかたちで商標権侵害品を廃棄

情報出典	<p>中国消費網 http://www.ccn.com.cn/news/315/2013/0401/482517.html</p> <p>江苏丹阳市对查扣侵权产品进行环保型销毁</p> <p>时间: 2013-04-01 09:18 来源: 中国消费网・中国消费者报 作者: 陈国新 薛庆元</p> <p>往对于执法查处的假冒伪劣产品，一般采取损坏性销毁。最近，江苏丹阳市工商局对查处没收的商标侵权包装盒进行环保型销毁。</p> <p>中国消费网南京讯 以往对于执法查处的假冒伪劣产品，一般采取损坏性销毁。最近，江苏丹阳市工商局对查处没收的商标侵权包装盒进行环保型销毁。</p> <p>据了解，工商机关将查处的60万只假冒小鸟牌烟嘴包装盒和5000只旺旺碎冰冰侵权商标包装盒，运到了造纸厂。造纸厂负责人告诉记者，销毁的包装盒，经过打浆、筛选、浸磨、除砂、洗浆等工序后，两个小时左右就能做成品纸了。“今天销毁的3吨废纸，能生产2吨5成品，实际价值大约7000元左右，能节省50棵直径20厘米以上的树木”。</p>
報道日	2013年4月1日
主な内容	江蘇省丹陽市 AIC は以下の商標権侵害品を廃棄した。 商標権侵害品のパッケージ 60万点、約 3トン 造紙工場で破壊し造紙の各過程で 2.5 トンの紙を生産した。その結果、 直径 20cm の木 50 本分を節約したことになる。
方向性探求	<p>環境に配慮したかたちで処分</p> <p>中国の環境問題がますます深刻化になっているなか、従来の焼却という方法を採用すると、一般消費者から環境問題への配慮のなさを問われることが多くなっている。江蘇省丹陽市 AIC の上記廃棄方法はこの背景下での新しい試みである。</p>

第四章 結論

これまで、法制度の現状調査、アンケート調査、取締案件押収品処分現状調査の3つの角度から、中国における知的財産権侵害品処分の現状を検討してきた。

まず、法制度の現状調査からは、中国における知的財産権侵害品の処分に直接適用できる法制度は存在しないことが判明した。間接的に適用できる法制度についても、国内全域を対象とした法令はなく、完全なシステムを形成していないのが現状である。

そこで、立法論の視点で現状を改善するためには、以下のことが重要だと考える。すなわち、商標法、製品品質法など知的財産権関連の法律に、知的財産権侵害押収品処分に関する以下の内容を追加すべきである。

- ・ 市場への再流通防止規定
- ・ 処分方法の明示（廃棄、競売、寄付、権利者購入、その他）
- ・ 競売、寄付といった、市場に再流通する可能性がある処分方法への制限事項
- ・ 権利者への情報開示の義務付け規定

つぎに、アンケート調査は押収品の処分方法、処分時期、廃棄処分方法、権利者の知る権利、権利者への要望の5つの項目を設定し、100ヶ所の取締機関を対象に実施された。その結果、廃棄処分が多用されていること、処分時期は3月15日（消費者権益保護の日）、4月26日（世界知的財産権の日）、12月4日（法制宣伝の日）、9月（質量の月）など、イベントの日に行われていることが多いこと、廃棄処分の方法は取締機関の自由裁量にまかされていること、権利者の知る権利が保障される機会が少ないと、押収品処分について取締機関は権利者へ特に要望を提出しなかったことがわかった。この結果は、法制度が不完全である現状を明らかにしている。

さらに、取締案件押収品の処分現状調査は2012年に取締を実施した83案件の押収品処分についてのものである。処分方法についていえば、80%以上の案件の押収品が廃棄されたことがわかった。その時期はレイド日から6ヶ月～1年間の間に処分されている。ただし、処分記録、処分時の写真など、詳細な情報を確認することは困難であった。

上述の現状から、中国における知的財産権侵害品処分はいまだ完全な体制のもとで行わっているわけではないことが判明した。このような状況もとでは、当面は取締機関の積極的な情報開示は期待できず、権利者が案件ごとに各取締機関に対し、押収品処分の現状を確認するしか方法がない。

一方、2013年11月20日の国務院常務会議において、模倣劣悪製品の製造と知的財産権侵害に対する行政処罰に関する情報を、法に基づき一層の公開を行うべきことが決定された。中国政府は知的財産権侵害案件の情報開示に積極的な姿勢を示しており、知的財産権侵害品の処分情報も近い将来に開示されると期待できるであろう。

[経済産業省委託]

中国における知的財産権侵害品処分の現状に関する調査報告書

[発行]

日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部

T E L : 021-6270-0489

F A X : 021-6270-0499

2014年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が2014年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。